

【表紙】

【提出書類】	四半期報告書
【根拠条文】	金融商品取引法第24条の4の7第1項
【提出先】	関東財務局長
【提出日】	2020年11月24日
【四半期会計期間】	第3期第2四半期（自 2020年7月1日 至 2020年9月30日）
【会社名】	株式会社三十三フィナンシャルグループ
【英訳名】	San ju San Financial Group, Inc.
【代表者の役職氏名】	代表取締役社長 渡 辺 三 憲
【本店の所在の場所】	三重県松阪市京町510番地 （上記は登記上の本店所在地であり実際の本社業務は下記にて行っております。） 三重県四日市市西新地7番8号
【電話番号】	（059）357-3355（代表）
【事務連絡者氏名】	執行役員経営企画部長 川 瀬 和 也
【最寄りの連絡場所】	三重県四日市市西新地7番8号 株式会社三十三フィナンシャルグループ 経営企画部
【電話番号】	（059）357-3355（代表）
【事務連絡者氏名】	執行役員経営企画部長 川 瀬 和 也
【縦覧に供する場所】	株式会社東京証券取引所 （東京都中央区日本橋兜町2番1号） 株式会社名古屋証券取引所 （名古屋市中区栄3丁目8番20号）

## 第一部【企業情報】

### 第1【企業の概況】

#### 1【主要な経営指標等の推移】

当社は、特定事業会社（企業内容等の開示に関する内閣府令第17条の15第2項に規定する事業を行う会社）に該当するため、第2四半期会計期間については、中間（連結）会計期間に係る主要な経営指標等の推移を掲げております。

##### (1) 最近3中間連結会計期間及び最近2連結会計年度に係る主要な経営指標等の推移

		2018年度 中間連結 会計期間	2019年度 中間連結 会計期間	2020年度 中間連結 会計期間	2018年度	2019年度
		(自2018年 4月1日 至2018年 9月30日)	(自2019年 4月1日 至2019年 9月30日)	(自2020年 4月1日 至2020年 9月30日)	(自2018年 4月1日 至2019年 3月31日)	(自2019年 4月1日 至2020年 3月31日)
連結経常収益	百万円	34,156	35,819	37,736	69,640	71,116
連結経常利益	百万円	4,985	4,149	3,216	7,783	6,178
親会社株主に帰属する 中間純利益	百万円	49,916	2,942	2,199	-	-
親会社株主に帰属する 当期純利益	百万円	-	-	-	52,277	4,151
連結中間包括利益	百万円	54,338	4,936	5,868	-	-
連結包括利益	百万円	-	-	-	54,375	13,715
連結純資産額	百万円	247,012	247,232	232,228	244,336	227,465
連結総資産額	百万円	4,041,031	4,052,401	4,221,545	4,070,967	3,936,933
1株当たり純資産額	円	8,133.78	8,325.82	7,748.47	8,138.37	7,566.42
1株当たり中間純利益	円	1,902.10	106.51	77.91	-	-
1株当たり当期純利益	円	-	-	-	1,990.65	146.41
潜在株式調整後 1株当たり中間純利益	円	1,181.96	64.04	47.05	-	-
潜在株式調整後 1株当たり当期純利益	円	-	-	-	1,199.17	92.18
自己資本比率	%	5.98	6.09	5.49	5.94	5.76
営業活動による キャッシュ・フロー	百万円	15,100	18,713	204,005	21,517	110,265
投資活動による キャッシュ・フロー	百万円	2,943	50,848	33,257	9,643	70,075
財務活動による キャッシュ・フロー	百万円	1,956	9,030	1,113	4,865	10,146
現金及び現金同等物の 中間期末（期末）残高	百万円	256,442	282,805	445,512	259,700	209,364
従業員数 [外、平均臨時従業員数]	人	2,854 [999]	2,769 [974]	2,731 [939]	2,708 [993]	2,673 [967]

(注) 1. 当社及び連結子会社の消費税及び地方消費税の会計処理は、税抜方式によっております。

2. 自己資本比率は、（（中間）期末純資産の部合計 - （中間）期末非支配株主持分）を（中間）期末資産の部の合計で除して算出しております。

3. 2018年度中間連結会計期間及び2018年度に負ののれん発生益46,361百万円を特別利益に計上しております。

(2) 当社の最近3中間会計期間及び最近2事業年度に係る主要な経営指標等の推移

回次		第1期中	第2期中	第3期中	第1期	第2期
決算年月		2018年9月	2019年9月	2020年9月	2019年3月	2020年3月
営業収益	百万円	1,580	1,680	1,639	3,075	3,272
経常利益	百万円	1,145	1,169	1,125	2,253	2,299
中間純利益	百万円	1,131	1,148	1,116	-	-
当期純利益	百万円	-	-	-	2,242	2,272
資本金	百万円	10,000	10,000	10,000	10,000	10,000
発行済株式総数						
普通株式	千株	26,167	26,167	26,167	26,167	26,167
第一種優先株式		4,200	4,200	4,200	4,200	4,200
純資産額	百万円	159,693	159,705	159,726	159,669	159,715
総資産額	百万円	167,182	160,249	160,307	167,222	160,262
1株当たり配当額						
普通株式	円	36.00	36.00	36.00	72.00	72.00
第一種優先株式		40.5715	40.5715	40.929	81.143	81.143
自己資本比率	%	95.52	99.66	99.63	95.48	99.65
従業員数	人	2	6	6	4	6
[外、平均臨時従業員数]		[ - ]	[ - ]	[ - ]	[ - ]	[ - ]

(注) 1. 消費税及び地方消費税の会計処理は、税抜方式によっております。

2. 自己資本比率は、(中間)期末純資産の部合計を(中間)期末資産の部の合計で除して算出しております。

## 2【事業の内容】

当第2四半期連結累計期間において、当社及び当社の関係会社が営む事業の内容については、重要な変更はありません。

なお、その他の業務を行っていた三銀不動産調査株式会社は、2020年9月30日の株主総会において解散を決議し、現在清算手続き中であります。

## 第2【事業の状況】

### 1【事業等のリスク】

当第2四半期連結累計期間において、この四半期報告書に記載した事業の状況、経理の状況等に関する事項のうち、投資者の判断に重要な影響を及ぼす可能性のある事項の発生又は前事業年度の有価証券報告書に記載した「事業等のリスク」については、重要な変更はありません。

なお、重要事象等は存在していません。

### 2【経営者による財政状態、経営成績及びキャッシュ・フローの状況の分析】

以下の記載における将来に関する事項は、当四半期連結会計期間の末日現在において当社グループ（当社及び連結子会社）が判断したものであります。

#### (1) 財政状態及び経営成績の状況

当第2四半期連結累計期間（2020年4月～9月）におけるわが国の経済環境を振り返りますと、新型コロナウイルスの流行により製造業の生産活動は大きく落ち込みましたが、内外需要の回復を受け6月以降は自動車を中心に改善が進んでいます。一方、個人消費は特別定額給付金の効果もあり一時的には持ち直したものの、夏場にかけては新規感染者数の再拡大もあり回復のペースは鈍化しています。総じてみると、景気は最悪期を脱しながらも、その後の回復は緩やかなものにとどまっています。

当社グループの主な営業基盤であります三重県においては、主要産業である自動車の生産が持ち直しへと転じているほか、もう一つの主要産業である電子部品・デバイス工業も、テレワークやオンライン会議など急速なデジタル化の進展に伴い、前年を上回る生産水準で推移しています。また、伊勢志摩地区などを中心とした観光業は、インバウンドの消滅により厳しい状況が続いているものの、政府の需要喚起策により伊勢神宮の参拝客数が平年並みに戻りつつあるほか、修学旅行の変更先としても注目が集まっています。総じてみると、景気は依然として厳しさが残るものの、一部では明るい兆しもみられる状況となりました。

このような経営環境の下、当社の連結ベースの業績は次のようになりました。

財政状態につきましては、総資産は、前連結会計年度末比2,846億円増加し4兆2,215億円となり、純資産は、同47億円増加し2,322億円となりました。

主要な勘定残高につきましては、預金等（譲渡性預金を含む）は、前連結会計年度末比1,839億円増加し3兆7,331億円、貸出金は、同720億円増加し2兆7,818億円、有価証券は、同300億円減少し8,493億円となりました。

損益状況につきましては、経常収益は、有価証券の売却益が増加したことなどから、前第2四半期連結累計期間比19億17百万円増加し377億36百万円となりました。経常費用は、有価証券の償却は減少したものの、不良債権処理費用が増加したことなどから、前第2四半期連結累計期間比28億51百万円増加し345億20百万円となりました。この結果、経常利益は、前第2四半期連結累計期間比9億33百万円減少し32億16百万円、また、親会社株主に帰属する中間純利益は、同7億43百万円減少し21億99百万円となりました。

セグメントごとの損益状況につきましては、「銀行業」の経常収益は、前第2四半期連結累計期間比37億44百万円増加し324億90百万円、セグメント利益（経常利益）は、同7億38百万円減少し53億22百万円となりました。また、「リース業」の経常収益は、前第2四半期連結累計期間比65百万円増加し79億4百万円、セグメント利益（経常利益）は、同5億19百万円減少し3億48百万円、「その他」の経常収益は、同5億44百万円減少し41億93百万円、セグメント利益（経常利益）は、同5億89百万円減少し23億43百万円となりました。

## 国内・国際業務部門別収支

資金運用収支は、国内・国際業務部門ともに減少したことにより、全体で前第2四半期連結累計期間比4億60百万円減少して171億74百万円となりました。また、全体の役務取引等収支は前第2四半期連結累計期間比8億11百万円減少して42億38百万円となり、全体のその他業務収支は同6億80百万円減少して5億19百万円となりました。

種類	期別	国内業務部門	国際業務部門	相殺消去額	合計
		金額(百万円)	金額(百万円)	金額(百万円)	金額(百万円)
資金運用収支	前第2四半期連結累計期間	16,838	795	-	17,634
	当第2四半期連結累計期間	16,547	627	-	17,174
うち資金運用収益	前第2四半期連結累計期間	17,430	872	51	18,250
	当第2四半期連結累計期間	16,978	678	36	17,621
うち資金調達費用	前第2四半期連結累計期間	591	76	51	616
	当第2四半期連結累計期間	431	51	36	446
役務取引等収支	前第2四半期連結累計期間	5,030	18	-	5,049
	当第2四半期連結累計期間	4,218	20	-	4,238
うち役務取引等収益	前第2四半期連結累計期間	6,905	34	-	6,940
	当第2四半期連結累計期間	6,418	34	-	6,452
うち役務取引等費用	前第2四半期連結累計期間	1,875	15	-	1,891
	当第2四半期連結累計期間	2,200	13	-	2,214
その他業務収支	前第2四半期連結累計期間	1,074	124	-	1,199
	当第2四半期連結累計期間	450	68	-	519
うちその他業務収益	前第2四半期連結累計期間	1,094	269	-	1,363
	当第2四半期連結累計期間	784	68	-	852
うちその他業務費用	前第2四半期連結累計期間	19	144	-	163
	当第2四半期連結累計期間	333	-	-	333

- (注) 1. 国内業務部門は当社及び連結子会社の円建諸取引、国際業務部門は当社及び連結子会社の外貨建諸取引であります。但し、円建対非居住者諸取引等は国際業務部門に含めております。
2. 資金調達費用は金銭の信託運用見合費用(前第2四半期連結累計期間0百万円、当第2四半期連結累計期間-百万円)を控除して表示しております。
3. 相殺消去額欄の計数は、国内業務部門と国際業務部門間の資金貸借の利息であります。

国内・国際業務部門別役務取引の状況

国内業務部門の役務取引等収益は、前第2四半期連結累計期間比4億87百万円減少して64億18百万円、国際業務部門は前第2四半期連結累計期間と同額の34百万円となりました。この結果、全体では前第2四半期連結累計期間比4億88百万円減少して64億52百万円となりました。

一方、役務取引等費用は、全体では前第2四半期連結累計期間比3億23百万円増加して22億14百万円となりました。

種類	期別	国内業務部門	国際業務部門	合計
		金額(百万円)	金額(百万円)	金額(百万円)
役務取引等収益	前第2四半期連結累計期間	6,905	34	6,940
	当第2四半期連結累計期間	6,418	34	6,452
うち預金・貸出業務	前第2四半期連結累計期間	2,433	-	2,433
	当第2四半期連結累計期間	1,984	-	1,984
うち為替業務	前第2四半期連結累計期間	1,146	32	1,179
	当第2四半期連結累計期間	1,109	32	1,141
うち証券関連業務	前第2四半期連結累計期間	857	-	857
	当第2四半期連結累計期間	1,025	-	1,025
うち保護預り・貸金庫業務	前第2四半期連結累計期間	127	-	127
	当第2四半期連結累計期間	122	-	122
うち代理業務	前第2四半期連結累計期間	1,704	-	1,704
	当第2四半期連結累計期間	1,553	-	1,553
うち保証業務	前第2四半期連結累計期間	637	1	638
	当第2四半期連結累計期間	622	1	624
役務取引等費用	前第2四半期連結累計期間	1,875	15	1,891
	当第2四半期連結累計期間	2,200	13	2,214
うち為替業務	前第2四半期連結累計期間	239	11	250
	当第2四半期連結累計期間	228	11	239

(注) 国内業務部門は当社及び連結子会社の円建諸取引、国際業務部門は当社及び連結子会社の外貨建諸取引であります。但し、円建対非居住者諸取引等は国際業務部門に含めております。

国内・国際業務部門別預金残高の状況  
預金の種類別残高（未残）

種類	期別	国内業務部門	国際業務部門	合計
		金額（百万円）	金額（百万円）	金額（百万円）
預金合計	前第2四半期連結会計期間	3,497,154	9,578	3,506,732
	当第2四半期連結会計期間	3,641,988	9,863	3,651,851
うち流動性預金	前第2四半期連結会計期間	1,862,398	-	1,862,398
	当第2四半期連結会計期間	2,121,244	-	2,121,244
うち定期性預金	前第2四半期連結会計期間	1,610,959	-	1,610,959
	当第2四半期連結会計期間	1,502,279	-	1,502,279
うちその他	前第2四半期連結会計期間	23,796	9,578	33,374
	当第2四半期連結会計期間	18,464	9,863	28,328
譲渡性預金	前第2四半期連結会計期間	84,202	-	84,202
	当第2四半期連結会計期間	81,302	-	81,302
総合計	前第2四半期連結会計期間	3,581,356	9,578	3,590,934
	当第2四半期連結会計期間	3,723,290	9,863	3,733,153

(注) 1. 国内業務部門は円建諸取引、国際業務部門は外貨建諸取引であります。但し、円建対非居住者諸取引等は国際業務部門に含めております。

2. 流動性預金 = 当座預金 + 普通預金 + 貯蓄預金 + 通知預金

3. 定期性預金 = 定期預金 + 定期積金

貸出金残高の状況  
業種別貸出状況（未残・構成比）

業種別	前第2四半期連結会計期間		当第2四半期連結会計期間	
	金額（百万円）	構成比（％）	金額（百万円）	構成比（％）
国内 （除く特別国際金融取引勘定分）	2,708,289	100.00	2,781,838	100.00
製造業	268,594	9.92	276,670	9.95
農業，林業	5,888	0.22	5,787	0.21
漁業	1,743	0.06	1,694	0.06
鉱業，採石業，砂利採取業	2,964	0.11	2,913	0.10
建設業	118,451	4.37	132,607	4.77
電気・ガス・熱供給・水道業	89,476	3.30	107,998	3.88
情報通信業	16,273	0.60	14,828	0.53
運輸業，郵便業	99,544	3.68	107,917	3.88
卸売業，小売業	209,486	7.74	220,023	7.91
金融業，保険業	205,091	7.57	197,146	7.09
不動産業，物品賃貸業	555,486	20.51	561,469	20.18
各種サービス業	236,908	8.75	267,273	9.61
地方公共団体	94,473	3.49	85,230	3.06
その他	803,904	29.68	800,275	28.77
特別国際金融取引勘定分	-	-	-	-
政府等	-	-	-	-
金融機関	-	-	-	-
その他	-	-	-	-
合計	2,708,289	-	2,781,838	-

（注）「国内」とは、当社及び連結子会社であります。

(2) キャッシュ・フローの状況

当第2四半期連結累計期間のキャッシュ・フローにつきましては、営業活動によるキャッシュ・フローは、預金が増加したこと等により、2,040億5百万円(前第2四半期連結累計期間比2,227億18百万円増加)となりました。

投資活動によるキャッシュ・フローは、有価証券の売却・償還による収入が取得による支出を上回ったこと等により、332億57百万円(前第2四半期連結累計期間比175億91百万円減少)となりました。

財務活動によるキャッシュ・フローは、配当金の支払等により11億13百万円(前第2四半期連結累計期間比79億17百万円増加)となりました。

この結果、当第2四半期連結会計期間末の現金及び現金同等物は、当第2四半期連結累計期間中に2,361億48百万円増加し、4,455億12百万円となりました。



(自己資本比率等の状況)

(参考)

自己資本比率は、銀行法第52条の25の規定に基づき、銀行持株会社が銀行持株会社及びその子会社の保有する資産等に照らしそれらの自己資本の充実の状況が適当であるかどうかを判断するための基準(2006年金融庁告示第20号)に定められた算式に基づき、連結ベースについて算出しております。

なお、当社は、国内基準を適用のうえ、信用リスク・アセットの算出においては標準的手法を採用しております。

連結自己資本比率(国内基準)

(単位：億円，%)

	2020年9月30日
1. 連結自己資本比率 (2 / 3)	8.68
2. 連結における自己資本の額	2,131
3. リスク・アセットの額	24,536
4. 連結総所要自己資本額	981

(資産の査定)

(参考)

資産の査定は、「金融機能の再生のための緊急措置に関する法律」(1998年法律第132号)第6条に基づき、株式会社三重銀行及び株式会社第三銀行の中間貸借対照表の有価証券中の社債(当該社債を有する金融機関がその元本の償還及び利息の支払の全部又は一部について保証しているものであって、当該社債の発行が金融商品取引法(1948年法律第25号)第2条第3項に規定する有価証券の私募によるものに限る。)、貸出金、外国為替、その他資産中の未収利息及び仮払金、支払承諾見返の各勘定に計上されるものについて債務者の財政状態及び経営成績等を基礎として次のとおり区分するものであります。

1. 破産更生債権及びこれらに準ずる債権

破産更生債権及びこれらに準ずる債権とは、破産手続開始、更生手続開始、再生手続開始の申立て等の事由により経営破綻に陥っている債務者に対する債権及びこれらに準ずる債権をいう。

2. 危険債権

危険債権とは、債務者が経営破綻の状態には至っていないが、財政状態及び経営成績が悪化し、契約に従った債権の元本の回収及び利息の受取りができない可能性の高い債権をいう。

3. 要管理債権

要管理債権とは、3カ月以上延滞債権及び貸出条件緩和債権をいう。

4. 正常債権

正常債権とは、債務者の財政状態及び経営成績に特に問題がないものとして、上記1から3までに掲げる債権以外のものに区分される債権をいう。

株式会社三重銀行(単体)の資産の査定額

債権の区分	2019年9月30日	2020年9月30日
	金額(億円)	金額(億円)
破産更生債権及びこれらに準ずる債権	44	44
危険債権	123	134
要管理債権	15	40
正常債権	14,145	14,612

(注) 未収利息及び仮払金については、資産の自己査定基準に基づき、債務者区分を行っているものを対象としております。

株式会社第三銀行(単体)の資産の査定額

債権の区分	2019年9月30日	2020年9月30日
	金額(億円)	金額(億円)
破産更生債権及びこれらに準ずる債権	49	44
危険債権	207	241
要管理債権	17	36
正常債権	13,014	13,231

(注) 1. 未収利息及び仮払金については、資産の自己査定基準に基づき、債務者区分を行っているものを対象としております。

2. 部分直接償却後の金額を記載しております。

2019年9月末には部分直接償却64億円を、2020年9月末には部分直接償却66億円をそれぞれ実施しております。

3【経営上の重要な契約等】

該当事項はありません。

### 第3【提出会社の状況】

#### 1【株式等の状況】

##### (1)【株式の総数等】

###### 【株式の総数】

種類	発行可能株式総数(株)
普通株式	70,000,000
第一種優先株式	70,000,000
計	70,000,000

###### 【発行済株式】

種類	第2四半期会計期間末現在発行数(株) (2020年9月30日)	提出日現在発行数(株) (2020年11月24日)	上場金融商品取引所名又は登録認可金融商品取引業協会名	内容
普通株式	26,167,585	26,167,585	東京証券取引所 名古屋証券取引所 各市場第一部	権利内容に何ら限定のない当社における標準となる株式であり、単元株式数は100株であります。
第一種優先株式 (注)1	4,200,000	4,200,000	非上場	(注)2,3,4
計	30,367,585	30,367,585	-	-

(注)1. 第一種優先株式は、企業内容等の開示に関する内閣府令第19条第8号に基づく「行使価額修正条項付新株予約権付社債券等」であります。

##### 2. 当該行使価額修正条項付新株予約権付社債券の特質等

行使価額修正条項付新株予約権付社債券等である第一種優先株式の特質につきましては、当社の普通株式の株価を基準として取得価額が修正され、取得と引換えに交付する普通株式数が変動し、その修正基準・頻度および行使価額の下限を定めているほか、2019年10月1日以降、取締役会が別に定める日が到来したときは、法令上可能な範囲で第一種優先株式の全部または一部を取得することができる旨を定め、加えて取得を請求し得べき期間内において取得請求のなかった全ての優先株式を一斉取得する旨を定めており、これらの詳細については以下(注)4に記載のとおりであります。

なお、当該行使価額修正条項付新株予約権付社債券等に表示された権利行使に関する事項及び当社の株券の売買に関する事項について、行使価額修正条項付新株予約権付社債券等の所有者との間に取決めはありません。

##### 3. 第一種優先株式は、定款の定めに基づき、以下(注)4に記載のとおり普通株式と議決権に差異を有しております。

##### 4. 単元株式数は100株であり、議決権はありません。また、第一種優先株式の内容は下記のとおりであり、会社法第322条第2項の規定による定款の定めはありません。

###### (1) 第一種優先配当金

当社は、定款第45条第1項に定める剰余金の配当をするときは、当該剰余金の配当に係る基準日の最終の株主名簿に記載または記録された第一種優先株式を有する株主(以下「第一種優先株主」という。)または第一種優先株式の登録株式質権者(以下「第一種優先登録株式質権者」という。)に対し、普通株式を有する株主(以下「普通株主」という。)および普通株式の登録株式質権者(以下「普通登録株式質権者」という。)に先立ち、第一種優先株式1株につき、5,000円を0.7で除した金額(ただし、第一種優先株式につき、株式の分割、株式無償割当て、株式の併合またはこれに類する事由があった場合には、適切に調整される。)に、下記(2)に定める配当年率(以下「第一種優先配当年率」という。)を乗じて算出した額の金銭(円位未満小数第4位まで算出し、その小数第4位を切り上げる。)(以下「第一種優先配当金」という。)の配当をする。ただし、当該基準日の属する事業年度において第一種優先株主または第一種優先登録株式質権者に対して下記(5)に定める第一種優先中間配当金を支払ったときは、その額を控除した額とする。

###### (2) 第一種優先配当年率

第一種優先配当年率 = 日本円TIBOR(12ヶ月物) + 1.00%

なお、各事業年度に係る第一種優先配当年率は、%未満小数第4位まで算出し、その小数第4位を四捨五入する。

上記の算式において「日本円TIBOR（12ヶ月物）」とは、毎年4月1日（ただし、当該日が銀行休業日の場合はその直後の営業日）（以下「第一種優先配当年率決定日」という。）の午前11時における日本円12ヶ月物トーカー・インター・バンク・オファード・レート（日本円TIBOR）として一般社団法人全銀協TIBOR運営機関によって公表される数値またはこれに準ずるものと認められるものを指すものとする。日本円TIBOR（12ヶ月物）が公表されていない場合は、第一種優先配当年率決定日において、ロンドン時間午前11時現在のReuters3750ページに表示されるロンドン・インター・バンク・オファード・レート（ユーロ円LIBOR12ヶ月物（360日ベース））として、ICE Benchmark Administration Limitedによって公表される数値を、日本円TIBOR（12ヶ月物）に代えて用いるものとする。「営業日」とはロンドン及び東京において銀行が外貨及び為替取引の営業を行っている日をいう。

ただし、上記の算出の結果が8%を超える場合には、第一種優先配当年率は8%とする。

(3) 非累積条項

ある事業年度において第一種優先株主または第一種優先登録株式質権者に対してする剰余金の配当の額が第一種優先配当金の額に達しないときは、その不足額は翌事業年度以降に累積しない。

(4) 非参加条項

第一種優先株主または第一種優先登録株式質権者に対しては、第一種優先配当金の額を超えて剰余金の配当を行わない。ただし、当社が行う吸収分割手続の中で行われる会社法第758条第8号ロもしくは同法第760条第7号ロに規定される剰余金の配当または当社が行う新設分割手続の中で行われる同法第763条第12号ロもしくは第765条第1項第8号ロに規定される剰余金の配当についてはこの限りではない。

(5) 第一種優先中間配当金

当社は、定款第46条に定める中間配当をするときは、当該中間配当に係る基準日の最終の株主名簿に記載または記録された第一種優先株主または第一種優先登録株式質権者に対し、普通株主および普通登録株式質権者に先立ち、第一種優先株式1株につき、第一種優先配当金の額の2分の1を上限とする金銭（以下「第一種優先中間配当金」という。）を支払う。

(6) 残余財産

残余財産の分配

当社は、残余財産を分配するときは、第一種優先株主または第一種優先登録株式質権者に対し、普通株主および普通登録株式質権者に先立ち、第一種優先株式1株につき、5,000円を0.7で除した金額（ただし、第一種優先株式につき、株式の分割、株式無償割当て、株式の併合またはこれに類する事由があった場合には、適切に調整される。）に下記に定める経過第一種優先配当金相当額を加えた額の金銭を支払う。

経過第一種優先配当金相当額

第一種優先株式1株当たりの経過第一種優先配当金相当額は、残余財産の分配が行われる日（以下「分配日」という。）において、分配日の属する事業年度の初日（同日を含む。）から分配日（同日を含む。）までの日数に第一種優先配当金の額を乗じた金額を365で除して得られる額（円位未満小数第4位まで算出し、その小数第4位を切上げる。）をいう。ただし、分配日の属する事業年度において第一種優先株主または第一種優先登録株式質権者に対して第一種優先中間配当金を支払ったときは、その額を控除した額とする。

非参加条項

第一種優先株主または第一種優先登録株式質権者に対しては、上記のほか、残余財産の分配は行わない。

(7) 議決権

第一種優先株主は、全ての事項につき株主総会において議決権を行使することができない。ただし、第一種優先株主は、(i)第一種優先株式の発行時に株式会社第三銀行が発行するA種優先株式の株主が同銀行株主総会において全ての事項について議決権を行使することができるときはその発行時より、(ii)定時株主総会に第一種優先配当金の額全部（第一種優先中間配当金を支払ったときは、その額を控除した額）の支払いを受ける旨の議案が提出されないときはその定時株主総会より、(iii)第一種優先配当金の額全部（第一種優先中間配当金を支払ったときは、その額を控除した額）の支払いを受ける旨の議案が定時株主総会において否決されたときはその定時株主総会の終結の時より、第一種優先配当金の額全部（第一種優先中間配当金を支払ったときは、その額を控除した額）の支払いを受ける旨の決議がなされる時までの間は、全ての事項について株主総会において議決権を行使することができる。

(8) 普通株式を対価とする取得請求権

取得請求権

第一種優先株主は、下記に定める取得を請求することのできる期間中、当社に対して自己の有する第一種優先株式を取得することを請求することができる。かかる取得の請求があった場合、当社は、第一種優先株主がかかる取得の請求をした第一種優先株式を取得すると引換えに、下記に定める財産を当該第一種優先株主に対して交付するものとする。ただし、単元未満株式については、本(8)に規定する取得の請求をすることができないものとする。

取得を請求することのできる期間

当社設立の日より2024年9月30日まで（以下「取得請求期間」という。）とする。

取得と引換えに交付すべき財産

当社は、第一種優先株式の取得と引換えに、第一種優先株主が取得の請求をした第一種優先株式数に5,000円を0.7で除した金額（ただし、第一種優先株式につき、株式の分割、株式無償割当て、株式の併合またはこれに類する事由があった場合には、適切に調整される。）を乗じた額を下記に定める取得価額で除した数の普通株式を交付する。なお、第一種優先株式の取得と引換えに交付すべき普通株式の数に1株に満たない端数があるときは、会社法第167条第3項に従ってこれを取り扱う。

当初取得価額

当初取得価額は、当社設立の日の時価とする。当社設立の日の時価とは、2018年3月の第3金曜日（当日を含む。以下「当初取得価額決定日」という。）までの直近の5連続取引日の株式会社東京証券取引所における株式会社第三銀行の普通株式の毎日の終値（気配表示を含む。以下「終値」という。）の平均値（ただし、終値のない日を除き、当初取得価額決定日が取引日ではない場合は、当初取得価額決定日の直前の取引日までの5連続取引日とする。）に相当する金額を0.7で除した金額（円位未満小数第1位まで算出し、その小数第1位を切捨てる。）とする。ただし、かかる計算の結果、取得価額が下記に定める下限取得価額を下回る場合は、下限取得価額とする。

取得価額の修正

取得請求期間において、毎月第3金曜日（以下「決定日」という。）の翌日以降、取得価額は、決定日まで（当日を含む。）の直近の5連続取引日（ただし、終値のない日は除き、決定日が取引日ではない場合は、決定日の直前の取引日までの5連続取引日とする。）の当社の普通株式の毎日の終値の平均値に相当する金額（円位未満小数第1位まで算出し、その小数第1位を切捨てる。）に修正される。ただし、かかる計算の結果、修正後取得価額が下記に定める下限取得価額を下回る場合は、修正後取得価額は下限取得価額とする。なお、上記5連続取引日の初日以降決定日まで（当日を含む。）の間に、下記に定める取得価額の調整事由が生じた場合、修正後取得価額は、取締役会が適当と判断する金額に調整される。

上限取得価額

取得価額には上限を設けない。

下限取得価額

1,005円を0.7で除した金額（ただし、下記による調整を受ける。）。

取得価額の調整

- イ. 第一種優先株式の発行後、次の(i)ないし( )のいずれかに該当する場合には、取得価額（下限取得価額を含む。）を次に定める算式（以下「取得価額調整式」という。）により調整する（以下、調整後の取得価額を「調整後取得価額」という。）。取得価額調整式の計算については、円位未満小数第1位まで算出し、その小数第1位を切捨てる。

$$\text{調整後取得価額} = \text{調整前取得価額} \times \frac{\text{既発行普通株式数} + \frac{\text{交付普通株式数} \times \text{1株当たりの払込金額}}{\text{時価}}}{\text{既発行普通株式数} + \text{交付普通株式数}}$$

- (i) 取得価額調整式に使用する時価（下記八. に定義する。以下同じ。）を下回る払込金額をもって普通株式を発行または自己株式である普通株式を処分する場合（無償割当ての場合を含む。）（ただし、当社の普通株式の交付を請求できる取得請求権付株式もしくは新株予約権（新株予約権付社債に付されたものを含む。以下本において同じ。）その他の証券（以下「取得請求権付株式等」という。）、または当社の普通株式の交付と引換えに当社が取得することができる取得条項付株式もしくは取得条項付新株予約権その他の証券（以下「取得条項付株式等」という。）が取得または行使され、これに対して普通株式が交付される場合を除く。）

調整後取得価額は、払込期日（払込期間が定められた場合は当該払込期間の末日とする。以下同じ。）（無償割当ての場合はその効力発生日）の翌日以降、または株主に募集株式の割当てを受ける権利を与えるためもしくは無償割当てのための基準日がある場合はその日の翌日以降、これを適用する。

- (ii) 株式の分割をする場合

調整後取得価額は、株式の分割のための基準日に分割により増加する普通株式数（基準日における当社の自己株式である普通株式に関して増加する普通株式数を除く。）が交付されたものとみなして取得価額調整式を適用して算出し、その基準日の翌日以降、これを適用する。

- (iii) 取得価額調整式に使用する時価を下回る価額（下記二. に定義する。以下、本(iii)、下記(iv)および(v)ならびに下記八. (iv)において同じ。）をもって当社の普通株式の交付を請求できる取得請求権付株式等を発行する場合（無償割当ての場合を含む。）

調整後取得価額は、当該取得請求権付株式等の払込期日（新株予約権の場合は割当日）（無償割当ての場合はその効力発生日）に、または株主に取得請求権付株式等の割当てを受ける権利を与えるためもし

くは無償割当てのための基準日がある場合はその日に、当該取得請求権付株式等の全部が当初の条件で取得または行使されて普通株式が交付されたものとみなして取得価額調整式を適用して算出し、その払込期日（新株予約権の場合は割当日）（無償割当ての場合はその効力発生日）の翌日以降、またはその基準日の翌日以降、これを適用する。

上記にかかわらず、上記の普通株式が交付されたものとみなされる日において価額が確定しておらず、後日一定の日（以下「価額決定日」という。）に価額が決定される取得請求権付株式等を発行した場合において、決定された価額が取得価額調整式に使用する時価を下回る場合には、調整後取得価額は、当該価額決定日に残存する取得請求権付株式等の全部が価額決定日に確定した条件で取得または行使されて普通株式が交付されたものとみなして取得価額調整式を適用して算出し、当該価額決定日の翌日以降これを適用する。

- (iv) 当社が発行した取得請求権付株式等に、価額がその発行日以降に修正される条件（本イ．または下記ロ．と類似する希薄化防止のための調整を除く。）が付されている場合で、当該修正が行われる日（以下「修正日」という。）における修正後の価額（以下「修正価額」という。）が取得価額調整式に使用する時価を下回る場合

調整後取得価額は、修正日に、残存する当該取得請求権付株式等の全部が修正価額で取得または行使されて普通株式が交付されたものとみなして取得価額調整式を適用して算出し、当該修正日の翌日以降これを適用する。

なお、かかる取得価額調整式の適用に際しては、下記(a)ないし(c)の場合に応じて、調整後取得価額を適用する日の前日において有効な取得価額に、それぞれの場合に定める割合（以下「調整係数」という。）を乗じた額を調整前取得価額とみなすものとする。

- (a) 当該取得請求権付株式等について当該修正日の前に上記(iii)または本(iv)による調整が行われていない場合

調整係数は1とする。

- (b) 当該取得請求権付株式等について当該修正日の前に上記(iii)または本(iv)による調整が行われている場合であって、当該調整後、当該修正日までの間に、上記による取得価額の修正が行われている場合

調整係数は1とする。

ただし、下限取得価額の算定においては、調整係数は、上記(iii)または本(iv)による直前の調整を行う前の下限取得価額を当該調整後の下限取得価額で除した割合とする。

- (c) 当該取得請求権付株式等について当該修正日の前に上記(iii)または本(iv)による調整が行われていない場合

調整係数は、上記(iii)または本(iv)による直前の調整を行う前の取得価額を当該調整後の取得価額で除した割合とする。

- (v) 取得条項付株式等の取得と引換えに取得価額調整式に使用される時価を下回る価額をもって普通株式を交付する場合

調整後取得価額は、取得日の翌日以降これを適用する。

ただし、当該取得条項付株式等について既に上記(iii)または(iv)による取得価額の調整が行われている場合には、調整後取得価額は、当該取得と引換えに普通株式が交付された後の完全希薄化後普通株式数（下記ホ．に定義する。）が、当該取得の直前の既発行普通株式数を超えるときに限り、当該超過する普通株式数が交付されたものとみなして取得価額調整式を適用して算出し、取得の直前の既発行普通株式数を超えないときは、本(v)による調整は行わない。

- ( ) 株式の併合をする場合

調整後取得価額は、株式の併合の効力発生日以降、併合により減少する普通株式数（効力発生日における当社の自己株式である普通株式に関して減少した普通株式数を除く。）を負の値で表示して交付普通株式数とみなして取得価額調整式を適用して算出し、これを適用する。

- ロ．上記イ．(i)ないし(vi)に掲げる場合のほか、合併、会社分割、株式交換または株式移転等により、取得価額（下限取得価額を含む。）の調整を必要とする場合は、取締役会が適当と判断する取得価額（下限取得価額を含む。）に変更される。

- ハ．(i) 取得価額調整式に使用する「時価」は、調整後取得価額を適用する日に先立つ5連続取引日の当社の普通株式の毎日の終値の平均値（終値のない日数を除く。）とする。ただし、平均値の計算は円位未満小数第1位まで算出し、その小数第1位を切捨てる。なお、上記5連続取引日の間に、取得価額の調整事由が生じた場合、調整後取得価額は、本 に準じて調整する。

- (ii) 取得価額調整式に使用する「調整前取得価額」は、調整後取得価額を適用する日の前日において有効な取得価額とする。

- (iii) 取得価額調整式に使用する「既発行普通株式数」は、基準日がある場合はその日（上記イ．(i)ないし(iii)に基づき当該基準日において交付されたものとみなされる普通株式数は含まない。）の、基

準日がない場合は調整後取得価額を適用する日の1ヶ月前の日の、当社の発行済普通株式数（自己株式である普通株式の数を除く。）に当該取得価額の調整の前に上記イ．およびロ．に基づき「交付普通株式数」とみなされた普通株式であって未だ交付されていない普通株式数（ある取得請求権付株式等について上記イ．(iv)(b)または(c)に基づく調整が初めて適用される日（当該日を含む。）からは、当該取得請求権付株式等に係る直近の上記イ．(iv)(b)または(c)に基づく調整に先立って適用された上記イ．(iii)または(iv)に基づく調整により「交付普通株式数」とみなされた普通株式数は含まない。）を加えたものとする。

(iv)取得価額調整式に使用する「1株当たりの払込金額」とは、上記イ．(i)の場合には、当該払込金額（無償割当ての場合は0円）（金銭以外の財産による払込の場合には適正な評価額）、上記イ．(ii)および(vi)の場合には0円、上記イ．(iii)ないし(v)の場合には価額（ただし、(iv)の場合は修正価額）とする。

ニ．上記イ．(iii)ないし(v)および上記ハ．(iv)において「価額」とは、取得請求権付株式等または取得条項付株式等の発行に際して払込みがなされた額（新株予約権の場合には、その行使に際して出資される財産の価額を加えた額とする。）から、その取得または行使に際して当該取得請求権付株式等または取得条項付株式等の所持人に交付される普通株式以外の財産の価額を控除した金額を、その取得または行使に際して交付される普通株式の数で除した金額をいう。

ホ．上記イ．(v)において「完全希薄化後普通株式数」とは、調整後取得価額を適用する日の既発行普通株式数から、上記ハ．(iii)に従って既発行普通株式数に含まれている未だ交付されていない普通株式数で当該取得条項付株式等に係るものを除いて、当該取得条項付株式等の取得により交付される普通株式数を加えたものとする。

ヘ．上記イ．(i)ないし(iii)において、当該各行為に係る基準日が定められ、かつ当該各行為が当該基準日以降に開催される当社の株主総会における一定の事項に関する承認決議を停止条件としている場合には、上記イ．(i)ないし(iii)の規定にかかわらず、調整後取得価額は、当該承認決議をした株主総会の終結の日の翌日以降にこれを適用する。

ト．取得価額調整式により算出された調整後取得価額と調整前取得価額との差額が1円未満にとどまるときは、取得価額の調整は、これを行わない。ただし、その後取得価額調整式による取得価額の調整を必要とする事由が発生し、取得価額を算出する場合には、取得価額調整式中の調整前取得価額に代えて調整前取得価額からこの差額を差し引いた額を使用する。

#### 合理的な措置

上記 ないし に定める取得価額（下記(10) に定める一斉取得価額を含む。以下、本 において同じ。）は、希薄化防止および異なる種類の株式の株主間の実質的公平の見地から解釈されるものとし、その算定が困難となる場合または算定の結果が不合理となる場合には、当社の取締役会は、取得価額の適切な調整その他の合理的に必要な措置をとるものとする。

#### 取得請求受付場所

東京都中央区日本橋茅場町一丁目2番4号

日本証券代行株式会社

取得請求の効力発生

取得請求の効力は、取得請求に要する書類が上記 に記載する取得請求受付場所に到着した時に発生する。

#### (9) 金銭を対価とする取得条項

##### 金銭を対価とする取得条項

当社は、2019年10月1日以降、取締役会が別に定める日（以下「取得日」という。）が到来したときは、法令上可能な範囲で、第一種優先株式の全部または一部を取得することができる。ただし、取締役会は、当該取締役会の開催日までの30連続取引日（開催日を含む。）の全ての日において当社の普通株式の終値が下限取得価額を下回っている場合で、かつ、金融庁の事前承認を得ている場合に限り、取得日を定めることができる。この場合、当社は、かかる第一種優先株式を取得するのと引換えに、下記 に定める財産を第一種優先株主に対して交付するものとする。なお、第一種優先株式の一部を取得するときは、按分比例の方法による。取得日の決定後も上記(8) に定める取得請求権の行使は妨げられないものとする。

##### 取得と引換えに交付すべき財産

当社は、第一種優先株式の取得と引換えに、第一種優先株式1株につき、5,000円を0.7で除した金額（ただし、第一種優先株式につき、株式の分割、株式無償割当て、株式の併合またはこれに類する事由があった場合には、適切に調整される。）に経過第一種優先配当金相当額を加えた額の金銭を交付する。なお、本 においては、上記(6) に定める経過第一種優先配当金相当額の計算における「残余財産の分配が行われる日」および「分配日」をいずれも「取得日」と読み替えて、経過第一種優先配当金相当額を計算する。

#### (10) 普通株式を対価とする取得条項

##### 普通株式を対価とする取得条項

当社は、取得請求期間の末日までに当社に取得されていない第一種優先株式の全てを取得請求期間の末日の翌日（以下「一斉取得日」という。）をもって取得する。この場合、当社は、かかる第一種優先株式を取得するのと引換えに、各第一種優先株主に対し、その有する第一種優先株式数に5,000円を0.7で除した金額（ただし、第一種優先株式につき、株式の分割、株式無償割当て、株式の併合またはこれに類する事由があった場合には、適切に調整される。）を乗じた額を下記に定める普通株式の時価（以下「一斉取得価額」という。）で除した数の普通株式を交付するものとする。第一種優先株式の取得と引換えに交付すべき普通株式の数に1株に満たない端数がある場合には、会社法第234条に従ってこれを取り扱う。

一斉取得価額

一斉取得価額は、一斉取得日に先立つ45連続取引日目に始まる30連続取引日の当社の普通株式の毎日の終値の平均値（終値が算出されない日を除く。）に相当する金額（円位未満小数第1位まで算出し、その小数第1位を切捨てる。）とする。ただし、かかる計算の結果、一斉取得価額が下限取得価額を下回る場合は、一斉取得価額は下限取得価額とする。

(11) 株式の分割または併合および株式無償割当て

分割または併合

当社は、株式の分割または併合を行うときは、普通株式および第一種優先株式の種類ごとに、同時に同一の割合で行う。

株式無償割当て

当社は、株式無償割当てを行うときは、普通株式及び第一種優先株式の種類ごとに、当該種類の株式の無償割当てを、同時に同一の割合で行う。

(2) 【新株予約権等の状況】

【ストックオプション制度の内容】

該当事項はありません。

【その他の新株予約権等の状況】

該当事項はありません。

(3) 【行使価額修正条項付新株予約権付社債券等の行使状況等】

該当事項はありません。

(4) 【発行済株式総数、資本金等の推移】

年月日	発行済株式 総数増減数 (千株)	発行済株式 総数残高 (千株)	資本金増減額 (百万円)	資本金残高 (百万円)	資本準備金 増減額 (百万円)	資本準備金 残高 (百万円)
2020年7月1日～ 2020年9月30日	-	30,367	-	10,000	-	2,500

(注) 発行済株式総数残高のうち、4,200千株は第一種優先株式であります。



(5) 【大株主の状況】  
所有株式数別

2020年9月30日現在

氏名又は名称	住所	所有株式数 (千株)	発行済株式(自己株式を除く。)の総数に対する所有株式数の割合(%)
株式会社整理回収機構	東京都千代田区丸の内3丁目4番2号	4,200	13.83
株式会社日本カストディ銀行(信託口)	東京都中央区晴海1丁目8番12号	1,405	4.63
銀泉株式会社	東京都千代田区九段南3丁目9番15号	1,062	3.50
日本スタートラスト信託銀行株式会社(信託口)	東京都港区浜松町2丁目11番3号	863	2.84
SMBC日興証券株式会社	東京都千代田区丸の内3丁目3番1号	840	2.76
株式会社日本カストディ銀行(信託口4)	東京都中央区晴海1丁目8番12号	818	2.69
株式会社三井住友銀行	東京都千代田区丸の内1丁目1番2号	776	2.55
第三銀行職員持株会	三重県松阪市京町510番地	642	2.11
三重銀行従業員持株会	三重県四日市市西新地7番8号	495	1.63
株式会社みずほ銀行	東京都千代田区大手町1丁目5番5号	445	1.46
計	-	11,549	38.04

(注) 1. 発行済株式の総数には株式報酬制度に係る信託が保有する当社株式130千株を含めております。

2. 日本トラスティ・サービス信託銀行株式会社は、2020年7月27日付でJTCホールディングス株式会社、資産管理サービス信託銀行株式会社と合併し、株式会社日本カストディ銀行となっております。

所有議決権数別

2020年9月30日現在

氏名又は名称	住所	所有議決権数 (個)	総株主の議決権に対する所有議決権数の割合(%)
株式会社日本カストディ銀行(信託口)	東京都中央区晴海1丁目8番12号	14,058	5.45
銀泉株式会社	東京都千代田区九段南3丁目9番15号	10,626	4.12
日本スタートラスト信託銀行株式会社(信託口)	東京都港区浜松町2丁目11番3号	8,631	3.35
SMBC日興証券株式会社	東京都千代田区丸の内3丁目3番1号	8,400	3.26
株式会社日本カストディ銀行(信託口4)	東京都中央区晴海1丁目8番12号	8,186	3.17
株式会社三井住友銀行	東京都千代田区丸の内1丁目1番2号	7,765	3.01
第三銀行職員持株会	三重県松阪市京町510番地	6,421	2.49
三重銀行従業員持株会	三重県四日市市西新地7番8号	4,951	1.92
株式会社みずほ銀行	東京都千代田区大手町1丁目5番5号	4,458	1.73
株式会社日本カストディ銀行(信託口9)	東京都中央区晴海1丁目8番12号	4,156	1.61
計	-	77,652	30.14

(注) 「所有株式数別」に記載している株式会社整理回収機構所有の第一種優先株式は、議決権を有しておりません。

なお、第一種優先株式の所有者は、下記のとおりであります。また、第一種優先株式の内容については、「1. 株式等の状況 (1) 株式の総数等 発行済株式」に記載しております。

## 第一種優先株式

2020年9月30日現在

氏名又は名称	住所	所有株式数 (千株)	総株主の議決権 に対する所有議 決権数の割合 (%)
株式会社整理回収機構	東京都千代田区丸の内3丁目4番2号	4,200	
計		4,200	

## (6) 【議決権の状況】

## 【発行済株式】

2020年9月30日現在

区分	株式数(株)	議決権の数(個)	内容
無議決権株式	第一種優先 株式 4,200,000	-	(注) 1
議決権制限株式(自己株式等)	-	-	-
議決権制限株式(その他)	-	-	-
完全議決権株式(自己株式等)	(自己保有株式) 普通株式 8,900	-	権利内容に何ら限定のない当社における標準となる株式
完全議決権株式(その他)	普通株式 25,755,400	257,554	同上
単元未満株式	普通株式 403,285	-	1単元(100株)未満の株式
発行済株式総数	30,367,585	-	-
総株主の議決権	-	257,554	-

- (注) 1. 第一種優先株式の内容は、「1. 株式等の状況 (1) 株式の総数等 発行済株式」に記載しております。
2. 上記の「完全議決権株式(その他)」の欄には、株式報酬制度に係る信託が保有する当社株式130,100株が含まれております。また、「議決権の数」欄には、株式報酬制度に係る信託が保有する当社株式に係る議決権の数1,301個が含まれております。
3. 上記の「単元未満株式」の欄には、株式会社証券保管振替機構名義の株式が70株及び当社所有の自己株式が10株含まれております。

## 【自己株式等】

2020年9月30日現在

所有者の氏名 又は名称	所有者の住所	自己名義 所有株式数 (株)	他人名義 所有株式数 (株)	所有株式数 の合計 (株)	発行済株式 総数に対する 所有株式数 の割合(%)
(自己保有株式) 株式会社三十三フィ ナンシャルグループ	三重県松阪市京町510番地	8,900	-	8,900	0.02
計	-	8,900	-	8,900	0.02

(注) 株式報酬制度に係る信託が保有する当社株式130,100株は上記自己株式等を含めておりません。

## 2 【役員の状況】

前事業年度の有価証券報告書の提出日後、当四半期累計期間において役員の異動はありません。

## 第4【経理の状況】

1. 当社は、特定事業会社（企業内容等の開示に関する内閣府令第17条の15第2項に規定する事業を行う会社）に該当するため、第2四半期会計期間については、中間連結財務諸表及び中間財務諸表を作成しております。
2. 当社の中間連結財務諸表は、「中間連結財務諸表の用語、様式及び作成方法に関する規則」（1999年大蔵省令第24号）に基づいて作成しておりますが、資産及び負債の分類並びに収益及び費用の分類は、「銀行法施行規則」（1982年大蔵省令第10号）に準拠しております。
3. 当社の中間財務諸表は、「中間財務諸表等の用語、様式及び作成方法に関する規則」（1977年大蔵省令第38号）に基づいて作成しております。
4. 当社は、金融商品取引法第193条の2第1項の規定に基づき、中間連結会計期間（自2020年4月1日 至2020年9月30日）の中間連結財務諸表及び中間会計期間（自2020年4月1日 至2020年9月30日）の中間財務諸表について、有限責任 あずさ監査法人の中間監査を受けております。

## 1【中間連結財務諸表】

## (1)【中間連結貸借対照表】

(単位：百万円)

	前連結会計年度 (2020年3月31日)	当中間連結会計期間 (2020年9月30日)
<b>資産の部</b>		
現金預け金	215,943	453,011
コールローン及び買入手形	725	2,444
買入金銭債権	4,232	877
商品有価証券	1,212	1,189
有価証券	1, 8, 11 879,376	1, 8, 11 849,323
貸出金	2, 3, 4, 5, 6, 7, 9 2,709,768	2, 3, 4, 5, 6, 7, 9 2,781,838
外国為替	6 7,758	6 8,425
リース債権及びリース投資資産	30,353	30,106
その他資産	8 57,888	8 66,400
有形固定資産	10 27,283	10 28,437
無形固定資産	8,640	10,151
退職給付に係る資産	3,455	3,410
繰延税金資産	652	549
支払承諾見返	9,895	9,642
貸倒引当金	20,252	24,264
資産の部合計	3,936,933	4,221,545
<b>負債の部</b>		
預金	8 3,465,927	8 3,651,851
譲渡性預金	83,302	81,302
借入金	8 110,513	8 206,363
外国為替	21	8
その他負債	30,152	30,974
賞与引当金	1,218	1,273
退職給付に係る負債	942	570
役員退職慰労引当金	172	148
株式給付引当金	117	143
睡眠預金払戻損失引当金	318	258
偶発損失引当金	850	787
繰延税金負債	6,034	5,993
支払承諾	9,895	9,642
負債の部合計	3,709,468	3,989,317
<b>純資産の部</b>		
資本金	10,000	10,000
資本剰余金	79,400	79,416
利益剰余金	127,294	128,381
自己株式	327	320
株主資本合計	216,367	217,477
その他有価証券評価差額金	11,359	14,996
繰延ヘッジ損益	58	44
退職給付に係る調整累計額	574	575
その他の包括利益累計額合計	10,726	14,376
非支配株主持分	371	374
純資産の部合計	227,465	232,228
負債及び純資産の部合計	3,936,933	4,221,545

## (2) 【中間連結損益計算書及び中間連結包括利益計算書】

## 【中間連結損益計算書】

(単位：百万円)

	前中間連結会計期間 (自 2019年4月1日 至 2019年9月30日)	当中間連結会計期間 (自 2020年4月1日 至 2020年9月30日)
経常収益	35,819	37,736
資金運用収益	18,250	17,621
(うち貸出金利息)	14,294	14,221
(うち有価証券利息配当金)	3,871	3,297
役務取引等収益	6,940	6,452
その他業務収益	1,363	852
その他経常収益	19,264	12,810
経常費用	31,669	34,520
資金調達費用	616	446
(うち預金利息)	451	344
役務取引等費用	1,891	2,214
その他業務費用	163	333
営業経費	219,714	219,851
その他経常費用	9,283	11,674
経常利益	4,149	3,216
特別利益	491	30
固定資産処分益	414	30
移転補償金	76	-
特別損失	39	249
固定資産処分損	36	85
減損損失	43	164
税金等調整前中間純利益	4,601	2,997
法人税、住民税及び事業税	2,157	2,025
法人税等調整額	833	1,240
法人税等合計	1,324	784
中間純利益	3,276	2,212
非支配株主に帰属する中間純利益	333	13
親会社株主に帰属する中間純利益	2,942	2,199

## 【中間連結包括利益計算書】

(単位：百万円)

	前中間連結会計期間 (自 2019年4月1日 至 2019年9月30日)	当中間連結会計期間 (自 2020年4月1日 至 2020年9月30日)
中間純利益	3,276	2,212
その他の包括利益	1,660	3,655
その他有価証券評価差額金	1,688	3,642
繰延ヘッジ損益	53	13
退職給付に係る調整額	81	0
中間包括利益	4,936	5,868
(内訳)		
親会社株主に係る中間包括利益	4,573	5,849
非支配株主に係る中間包括利益	363	19

## (3)【中間連結株主資本等変動計算書】

前中間連結会計期間(自 2019年4月1日 至 2019年9月30日)

(単位:百万円)

	株主資本				
	資本金	資本剰余金	利益剰余金	自己株式	株主資本合計
当期首残高	10,000	77,985	125,367	325	213,027
当中間期変動額					
剰余金の配当			1,112		1,112
親会社株主に帰属する 中間純利益			2,942		2,942
自己株式の取得				1	1
自己株式の処分		0		1	1
連結子会社株式の取得によ る持分の増減		1,415			1,415
株主資本以外の項目の 当中間期変動額(純額)					
当中間期変動額合計	-	1,414	1,830	0	3,245
当中間期末残高	10,000	79,400	127,197	324	216,273

	その他の包括利益累計額				非支配株主持分	純資産合計
	その他有価証券 評価差額金	繰延ヘッジ損益	退職給付に係る 調整累計額	その他の包括 利益累計額合計		
当期首残高	28,807	151	309	28,965	2,343	244,336
当中間期変動額						
剰余金の配当						1,112
親会社株主に帰属する 中間純利益						2,942
自己株式の取得						1
自己株式の処分						1
連結子会社株式の取得によ る持分の増減						1,415
株主資本以外の項目の 当中間期変動額(純額)	1,658	53	81	1,630	1,981	350
当中間期変動額合計	1,658	53	81	1,630	1,981	2,895
当中間期末残高	30,465	98	228	30,596	362	247,232



当中間連結会計期間（自 2020年4月1日 至 2020年9月30日）

（単位：百万円）

	株主資本				
	資本金	資本剰余金	利益剰余金	自己株式	株主資本合計
当期首残高	10,000	79,400	127,294	327	216,367
当中間期変動額					
剰余金の配当			1,112		1,112
親会社株主に帰属する 中間純利益			2,199		2,199
自己株式の取得				1	1
自己株式の処分		0		8	8
連結子会社株式の取得によ る持分の増減		15			15
株主資本以外の項目の 当中間期変動額（純額）					
当中間期変動額合計	-	15	1,087	6	1,110
当中間期末残高	10,000	79,416	128,381	320	217,477

	その他の包括利益累計額				非支配株主持分	純資産合計
	その他有価証券 評価差額金	繰延ヘッジ損益	退職給付に係る 調整累計額	その他の包括 利益累計額合計		
当期首残高	11,359	58	574	10,726	371	227,465
当中間期変動額						
剰余金の配当						1,112
親会社株主に帰属する 中間純利益						2,199
自己株式の取得						1
自己株式の処分						8
連結子会社株式の取得によ る持分の増減						15
株主資本以外の項目の 当中間期変動額（純額）	3,636	13	0	3,649	2	3,652
当中間期変動額合計	3,636	13	0	3,649	2	4,762
当中間期末残高	14,996	44	575	14,376	374	232,228

## (4)【中間連結キャッシュ・フロー計算書】

(単位：百万円)

	前中間連結会計期間 (自 2019年4月1日 至 2019年9月30日)	当中間連結会計期間 (自 2020年4月1日 至 2020年9月30日)
<b>営業活動によるキャッシュ・フロー</b>		
税金等調整前中間純利益	4,601	2,997
減価償却費	1,612	1,935
減損損失	3	164
貸倒引当金の増減( )	305	4,011
賞与引当金の増減額( は減少)	37	54
退職給付に係る資産の増減額( は増加)	223	21
退職給付に係る負債の増減額( は減少)	376	350
役員退職慰労引当金の増減額( は減少)	12	24
株式給付引当金の増減額( は減少)	32	25
睡眠預金払戻損失引当金の増減( )	74	60
偶発損失引当金の増減( )	77	63
資金運用収益	18,250	17,621
資金調達費用	616	446
有価証券関係損益( )	482	4,257
金銭の信託の運用損益( は運用益)	0	-
為替差損益( は益)	0	0
固定資産処分損益( は益)	378	54
貸出金の純増( )減	1,180	72,069
預金の純増減( )	16,634	185,924
譲渡性預金の純増減( )	4,200	2,000
借入金(劣後特約付借入金を除く)の純増減( )	4,717	95,849
預け金(日銀預け金を除く)の純増( )減	743	919
コールローン等の純増( )減	1,811	1,635
商品有価証券の純増( )減	72	22
債券貸借取引受入担保金の純増減( )	3,482	-
外国為替(資産)の純増( )減	819	693
外国為替(負債)の純増減( )	18	13
リース債権及びリース投資資産の純増( )減	1,955	321
資金運用による収入	20,006	18,604
資金調達による支出	739	553
その他	3,427	7,287
小計	17,519	206,155
法人税等の支払額	1,194	2,149
<b>営業活動によるキャッシュ・フロー</b>	<b>18,713</b>	<b>204,005</b>
<b>投資活動によるキャッシュ・フロー</b>		
有価証券の取得による支出	67,784	63,091
有価証券の売却による収入	28,727	30,945
有価証券の償還による収入	91,923	70,167
有形固定資産の取得による支出	1,356	2,202
無形固定資産の取得による支出	1,345	2,571
有形固定資産の売却による収入	718	77
その他	34	68
<b>投資活動によるキャッシュ・フロー</b>	<b>50,848</b>	<b>33,257</b>

(単位：百万円)

	前中間連結会計期間 (自 2019年4月1日 至 2019年9月30日)	当中間連結会計期間 (自 2020年4月1日 至 2020年9月30日)
財務活動によるキャッシュ・フロー		
新株予約権付社債の償還による支出	6,989	-
配当金の支払額	1,112	1,112
非支配株主への配当金の支払額	1	0
自己株式の取得による支出	1	1
自己株式の売却による収入	1	0
連結の範囲の変更を伴わない子会社株式の取得による支出	927	-
財務活動によるキャッシュ・フロー	9,030	1,113
現金及び現金同等物に係る換算差額	0	0
現金及び現金同等物の増減額(は減少)	23,104	236,148
現金及び現金同等物の期首残高	259,700	209,364
現金及び現金同等物の中間期末残高	282,805	445,512

【注記事項】

(中間連結財務諸表作成のための基本となる重要な事項)

1. 連結の範囲に関する事項

(1) 連結子会社 13社

主要な会社名

株式会社三重銀行

株式会社第三銀行

なお、連結子会社である三銀不動産調査株式会社は、2020年9月30日の株主総会において解散を決議し、現在清算手続き中であります。

(2) 非連結子会社 4社

さんざん農業法人投資事業有限責任組合

さんざん成長事業応援投資事業有限責任組合

第2号さんざん成長事業応援投資事業有限責任組合

エヌスリー投資事業有限責任組合

非連結子会社は、その資産、経常収益、中間純損益（持分に見合う額）、利益剰余金（持分に見合う額）及びその他の包括利益累計額（持分に見合う額）等からみて、連結の範囲から除いても企業集団の財政状態及び経営成績に関する合理的な判断を妨げない程度に重要性が乏しいため、連結の範囲から除外しております。

2. 持分法の適用に関する事項

(1) 持分法適用の非連結子会社

該当事項はありません。

(2) 持分法適用の関連会社

該当事項はありません。

(3) 持分法非適用の非連結子会社 4社

さんざん農業法人投資事業有限責任組合

さんざん成長事業応援投資事業有限責任組合

第2号さんざん成長事業応援投資事業有限責任組合

エヌスリー投資事業有限責任組合

持分法非適用の非連結子会社は、中間純損益（持分に見合う額）、利益剰余金（持分に見合う額）及びその他の包括利益累計額（持分に見合う額）等からみて、持分法の対象から除いても中間連結財務諸表に重要な影響を与えないため、持分法の対象から除いております。

(4) 持分法非適用の関連会社

該当事項はありません。

3. 連結子会社の中間決算日等に関する事項

連結子会社の中間決算日は次のとおりであります。

9月末日 13社

4. 会計方針に関する事項

(1) 商品有価証券の評価基準及び評価方法

商品有価証券の評価は、時価法（売却原価は移動平均法により算定）により行っております。

(2) 有価証券の評価基準及び評価方法

有価証券の評価は、満期保有目的の債券については移動平均法による償却原価法（定額法）、その他有価証券については原則として中間連結決算日の市場価格等に基づく時価法（売却原価は主として移動平均法により算定）、但し時価を把握することが極めて困難と認められるものについては、移動平均法による原価法により行っております。

なお、その他有価証券の評価差額については、全部純資産直入法により処理しております。

(3) デリバティブ取引の評価基準及び評価方法

デリバティブ取引の評価は、時価法により行っております。

(4) 固定資産の減価償却の方法

有形固定資産（リース資産を除く）

当社及び銀行業を営む連結子会社の有形固定資産は、定率法（但し、1998年4月1日以後に取得した建物（建物附属設備を除く。）並びに2016年4月1日以後に取得した建物附属設備及び構築物については定額法）を採用し、年間減価償却費見積額を期間により按分し計上しております。

また、主な耐用年数は次のとおりであります。

建 物：3年～50年

その他：3年～20年

その他の連結子会社の有形固定資産については、資産の見積耐用年数に基づき、主として定額法により償却しております。

無形固定資産（リース資産を除く）

無形固定資産は、定額法により償却しております。なお、自社利用のソフトウェアについては、当社及び連結子会社で定める利用可能期間（主として5年～10年）に基づいて償却しております。

リース資産

所有権移転外ファイナンス・リース取引に係る「有形固定資産」及び「無形固定資産」中のリース資産は、リース期間を耐用年数とした定額法により償却しております。なお、残存価額については、零としております。

#### (5) 貸倒引当金の計上基準

銀行業を営む連結子会社の貸倒引当金は、予め定めている償却・引当基準に則り、次のとおり計上しております。

「銀行等金融機関の資産の自己査定並びに貸倒償却及び貸倒引当金の監査に関する実務指針」（日本公認会計士協会銀行等監査特別委員会報告第4号 2020年10月8日）に規定する正常先債権及び要注意先債権に相当する債権については、主として今後1年間の予想損失額又は今後3年間の予想損失額を見込んで計上しており、予想損失額は、1年間又は3年間の貸倒実績を基礎とした貸倒実績率の過去の一定期間における平均値に基づき損失率を求め、算定しております。破綻懸念先債権に相当する債権については、債権額から担保の処分可能見込額及び保証による回収可能見込額を控除し、その残額のうち必要と認める額を計上しております。破綻先債権及び実質破綻先債権に相当する債権については、債権額から、担保の処分可能見込額及び保証による回収可能見込額を控除した残額を計上しております。

また、破綻懸念先及び貸出条件緩和債権を有する債務者等と与信額が一定額以上の大口債務者のうち、債権の元本の回収及び利息の受取りに係るキャッシュ・フローを合理的に見積もることができる債権については、当該キャッシュ・フローを貸出条件緩和実施前の約定利子率で割引いた金額と債権の帳簿価額との差額を貸倒引当金とする方法（キャッシュ・フロー見積法）により計上しております。

すべての債権は、資産の自己査定基準に基づき、営業関連部署が資産査定を実施し、当該部署から独立した監査部が査定結果を監査しております。

その他の連結子会社の貸倒引当金は、一般債権については過去の貸倒実績率等を勘案して必要と認められた額を、貸倒懸念債権等特定の債権については、個別に回収可能性を勘案し、回収不能見込額をそれぞれ計上しております。

#### (6) 賞与引当金の計上基準

賞与引当金は、従業員への賞与の支払いに備えるため、従業員に対する賞与の支給見込額のうち、当中間連結会計期間に帰属する額を計上しております。

#### (7) 役員退職慰労引当金の計上基準

役員退職慰労引当金は、役員への退職慰労金の支払いに備えるため、役員に対する退職慰労金の支給見積額のうち、当中間連結会計期間末までに発生していると認められる額を計上しております。

#### (8) 株式給付引当金の計上基準

株式給付引当金は、役員株式給付規程に基づく当社グループ内銀行の取締役（監査等委員である取締役及び社外取締役を除く。）及び執行役員への当社普通株式の給付等に備えるため、当中間連結会計期間末における株式給付債務の見込額に基づき計上しております。

#### (9) 睡眠預金払戻損失引当金の計上基準

睡眠預金払戻損失引当金は、利益計上した睡眠預金について、預金者からの払戻請求に基づく払戻損失に備えるため、過去の払戻実績に基づく将来の払戻損失見込額を引き当てております。

#### (10) 偶発損失引当金の計上基準

偶発損失引当金は、信用保証協会との責任共有制度に基づく信用保証協会への負担金の支払いに備えるため、将来の負担金支払見込額を計上しております。

#### (11) 退職給付に係る会計処理の方法

銀行業を営む連結子会社の退職給付債務の算定にあたり、退職給付見込額を当中間連結会計期間末までの期間に帰属させる方法については給付算定式基準によっております。また、過去勤務費用及び数理計算上の差異の損益処理方法は次のとおりであります。

過去勤務費用：その発生時の従業員の平均残存勤務期間内の一定の年数（12年）による定額法により損益処理

数理計算上の差異：各連結会計年度の発生時の従業員の平均残存勤務期間内の一定の年数（10年～12年）による定額法により按分した額を、それぞれ発生の日翌連結会計年度から損益処理

その他の連結子会社は、退職給付に係る負債及び退職給付費用の計算に、退職給付に係る当中間連結会計期間末の自己都合要支給額を退職給付債務とする方法を用いた簡便法を適用しております。

#### (12) 外貨建の資産及び負債の本邦通貨への換算基準

外貨建の資産・負債は、中間連結決算日の為替相場による円換算額を付しております。

(13) 重要なヘッジ会計の方法

金利リスク・ヘッジ

銀行業を営む連結子会社における金融資産・負債から生じる金利リスクに対するヘッジ会計の方法は、「銀行業における金融商品会計基準適用に関する会計上及び監査上の取扱い」（日本公認会計士協会業種別監査委員会報告第24号 2002年2月13日）に規定する繰延ヘッジによっております。ヘッジ有効性評価の方法については、相場変動を相殺するヘッジについて、ヘッジ対象となる預金・貸出金等とヘッジ手段である金利スワップ取引等を一定の（残存）期間毎にグルーピングのうえ特定し評価しております。また、キャッシュ・フローを固定するヘッジについては、ヘッジ対象とヘッジ手段の金利変動要素の相関関係の検証により有効性の評価をしております。

なお、一部の資産・負債については、金利スワップの特例処理を行っております。

その他の連結子会社のヘッジ会計の方法は、一部の会社で借入金の金利リスクをヘッジするため、金利スワップの特例処理を行っております。

為替変動リスク・ヘッジ

銀行業を営む連結子会社における外貨建の金融資産・負債から生じる為替変動リスクに対するヘッジ会計の方法は、「銀行業における外貨建取引等の会計処理に関する会計上及び監査上の取扱い」（日本公認会計士協会業種別監査委員会報告第25号 2002年7月29日）に規定する繰延ヘッジによっております。ヘッジ有効性評価の方法については、外貨建金銭債権債務等の為替変動リスクを減殺する目的で行う通貨スワップ取引及び為替スワップ取引等をヘッジ手段とし、ヘッジ対象である外貨建金銭債権債務等に見合うヘッジ手段の外貨ポジション相当額が存在することを確認することによりヘッジの有効性を評価しております。

(14) 中間連結キャッシュ・フロー計算書における資金の範囲

中間連結キャッシュ・フロー計算書における資金の範囲は、中間連結貸借対照表上の「現金預け金」のうち現金及び日本銀行への預け金であります。

(15) 消費税等の会計処理

当社及び連結子会社の消費税及び地方消費税の会計処理は、税抜方式によっております。

(16) 収益及び費用の計上基準

所有権移転外ファイナンス・リース取引に係る収益の計上基準については、リース料受取時に経常収益と経常費用を計上する方法によっております。

(追加情報)

(新型コロナウイルス感染症の影響)

当中間連結会計期間における新型コロナウイルス感染症の影響に関する会計上の見積り及び当該見積りに用いた仮定については、前連結会計年度の有価証券報告書の（追加情報）に記載した内容から重要な変更はありません。

(中間連結貸借対照表関係)

## 1. 非連結子会社の出資金の総額

	前連結会計年度 (2020年3月31日)	当中間連結会計期間 (2020年9月30日)
出資金	1,631百万円	1,743百万円

## 2. 貸出金のうち破綻先債権額及び延滞債権額は次のとおりであります。

	前連結会計年度 (2020年3月31日)	当中間連結会計期間 (2020年9月30日)
破綻先債権額	3,707百万円	3,834百万円
延滞債権額	44,562百万円	49,617百万円

なお、破綻先債権とは、元本又は利息の支払の遅延が相当期間継続していることその他の事由により元本又は利息の取立て又は弁済の見込みがないものとして未収利息を計上しなかった貸出金（貸倒償却を行った部分を除く。以下、「未収利息不計上貸出金」という。）のうち、法人税法施行令（1965年政令第97号）第96条第1項第3号イからホまでに掲げる事由又は同項第4号に規定する事由が生じている貸出金であります。

また、延滞債権とは、未収利息不計上貸出金であって、破綻先債権及び債務者の経営再建又は支援を図ることを目的として利息の支払を猶予した貸出金以外の貸出金であります。

## 3. 貸出金のうち3カ月以上延滞債権額は次のとおりであります。

	前連結会計年度 (2020年3月31日)	当中間連結会計期間 (2020年9月30日)
3カ月以上延滞債権額	235百万円	87百万円

なお、3カ月以上延滞債権とは、元本又は利息の支払が、約定支払日の翌日から3カ月以上遅延している貸出金で破綻先債権及び延滞債権に該当しないものであります。

## 4. 貸出金のうち貸出条件緩和債権額は次のとおりであります。

	前連結会計年度 (2020年3月31日)	当中間連結会計期間 (2020年9月30日)
貸出条件緩和債権額	3,700百万円	7,617百万円

なお、貸出条件緩和債権とは、債務者の経営再建又は支援を図ることを目的として、金利の減免、利息の支払猶予、元本の返済猶予、債権放棄その他の債務者に有利となる取決めを行った貸出金で破綻先債権、延滞債権及び3カ月以上延滞債権に該当しないものであります。

## 5. 破綻先債権額、延滞債権額、3カ月以上延滞債権額及び貸出条件緩和債権額の合計額は次のとおりであります。

	前連結会計年度 (2020年3月31日)	当中間連結会計期間 (2020年9月30日)
合計額	52,205百万円	61,157百万円

なお、上記2. から5. に掲げた債権額は、貸倒引当金控除前の金額であります。

## 6. 手形割引は、「銀行業における金融商品会計基準適用に関する会計上及び監査上の取扱い」（日本公認会計士協会業種別監査委員会報告第24号 2002年2月13日）に基づき金融取引として処理しております。これにより受け入れた銀行引受手形、商業手形、荷付為替手形及び買入外国為替等は、売却又は再担保という方法で自由に処分できる権利を有しておりますが、その額面金額は次のとおりであります。

	前連結会計年度 (2020年3月31日)	当中間連結会計期間 (2020年9月30日)
	8,498百万円	5,430百万円

7. ローン・パーティシペーションで、「ローン・パーティシペーションの会計処理及び表示」(日本公認会計士協会会計制度委員会報告第3号 2014年11月28日)に基づいて、原債務者に対する貸出金として会計処理した参加元本金額のうち、中間連結貸借対照表(前連結貸借対照表)計上額は次のとおりであります。

前連結会計年度 (2020年3月31日)	当中間連結会計期間 (2020年9月30日)
7,547百万円	9,554百万円

8. 担保に供している資産は次のとおりであります。

	前連結会計年度 (2020年3月31日)	当中間連結会計期間 (2020年9月30日)
担保に供している資産		
有価証券	136,540百万円	201,883百万円
その他資産	2百万円	1百万円
計	136,542百万円	201,885百万円
担保資産に対応する債務		
預金	14,195百万円	14,083百万円
借入金	78,200百万円	175,100百万円

上記のほか、為替決済、デリバティブ取引及び公金事務取扱等の取引の担保として、次のものを差し入れております。

	前連結会計年度 (2020年3月31日)	当中間連結会計期間 (2020年9月30日)
有価証券	12,025百万円	669百万円
その他資産	425百万円	438百万円

非連結子会社の借入金等の担保として、差し入れている有価証券はありません。

また、その他資産には、金融商品等差入担保金、中央清算機関差入証拠金及び敷金・保証金が含まれておりますが、その金額は次のとおりであります。

	前連結会計年度 (2020年3月31日)	当中間連結会計期間 (2020年9月30日)
金融商品等差入担保金	4,041百万円	4,751百万円
中央清算機関差入証拠金	17,300百万円	25,000百万円
敷金・保証金	1,307百万円	1,293百万円

なお、手形の再割引は、「銀行業における金融商品会計基準適用に関する会計上及び監査上の取扱い」(日本公認会計士協会業種別監査委員会報告第24号 2002年2月13日)に基づき金融取引として処理しておりますが、これにより引き渡した銀行引受手形、商業手形、荷付為替手形及び買入外国為替等の額面金額はありません。

9. 当座貸越契約及び貸付金に係るコミットメントライン契約は、顧客からの融資実行の申し出を受けた場合に、契約上規定された条件について違反がない限り、一定の限度額まで資金を貸付けることを約する契約であります。これらの契約に係る融資未実行残高は次のとおりであります。

	前連結会計年度 (2020年3月31日)	当中間連結会計期間 (2020年9月30日)
融資未実行残高	806,790百万円	817,556百万円
うち原契約期間が1年以内のもの 又は任意の時期に無条件で取消可能なもの	729,208百万円	734,735百万円

なお、これらの契約の多くは、融資実行されずに終了するものであるため、融資未実行残高そのものが必ずしも当社及び連結子会社の将来のキャッシュ・フローに影響を与えるものではありません。これらの契約の多くには、金融情勢の変化、債権の保全及びその他相当の事由があるときは、連結子会社が実行申し込みを受けた融資の拒絶又は契約極度額の減額をすることができる旨の条項が付けられております。また、契約時において必要に応じて不動産・有価証券等の担保を徴求するほか、契約後も定期的に予め定めている社内手続きに基づき顧客の業況等を把握し、必要に応じて契約の見直し、与信保全上の措置等を講じております。



## 10. 有形固定資産の減価償却累計額

	前連結会計年度 (2020年3月31日)	当中間連結会計期間 (2020年9月30日)
減価償却累計額	25,077百万円	24,657百万円

## 11. 「有価証券」中の社債のうち、有価証券の私募（金融商品取引法第2条第3項）による社債に対する保証債務の額

	前連結会計年度 (2020年3月31日)	当中間連結会計期間 (2020年9月30日)
	32,995百万円	33,335百万円

(中間連結損益計算書関係)

1. その他経常収益には、次のものを含んでおります。

	前中間連結会計期間 (自 2019年4月1日 至 2019年9月30日)	当中間連結会計期間 (自 2020年4月1日 至 2020年9月30日)
貸倒引当金戻入益	68百万円	- 百万円
株式等売却益	1,627百万円	4,723百万円

2. 営業経費には、次のものを含んでおります。

	前中間連結会計期間 (自 2019年4月1日 至 2019年9月30日)	当中間連結会計期間 (自 2020年4月1日 至 2020年9月30日)
給料・手当	9,762百万円	9,631百万円
減価償却費	1,545百万円	1,768百万円

3. その他経常費用には、次のものを含んでおります。

	前中間連結会計期間 (自 2019年4月1日 至 2019年9月30日)	当中間連結会計期間 (自 2020年4月1日 至 2020年9月30日)
貸倒引当金繰入額	- 百万円	4,141百万円
株式等売却損	480百万円	445百万円
株式等償却	2,279百万円	37百万円

4. 減損損失

前中間連結会計期間(自 2019年4月1日 至 2019年9月30日)

重要性が乏しいため、記載を省略しております。

当中間連結会計期間(自 2020年4月1日 至 2020年9月30日)

減損損失は、移転、廃止の決定及び営業キャッシュ・フローの低下がみられる営業用店舗等について、帳簿価額を回収可能価額まで減額したものであります。

地域	主な用途	種類	減損損失
三重県内	営業用店舗4か所	土地、建物及び その他の有形固定資産等	109百万円
		(うち土地)	0百万円)
		(うち建物)	43百万円)
		(うちその他の有形固定資産等)	65百万円)
三重県外	営業用店舗3か所	土地、建物及び その他の有形固定資産等	48百万円
		(うち土地)	1百万円)
		(うち建物)	22百万円)
		(うちその他の有形固定資産等)	24百万円)
	共用資産1か所	土地、建物及び その他の有形固定資産等	6百万円
		(うち土地)	0百万円)
		(うち建物)	0百万円)
		(うちその他の有形固定資産等)	6百万円)
合計			164百万円
		(うち土地)	2百万円)
		(うち建物)	65百万円)
		(うちその他の有形固定資産等)	95百万円)

銀行業を営む連結子会社は、営業用店舗については、原則営業店単位とし、営業店のキャッシュ・フローが相互補完的である一定のエリアについてはエリア単位で、移転、廃止予定資産及び遊休資産については、各資産単位でグルーピングしております。また、本部、事務センター、寮、社宅等については、独立したキャッシュ・フローを生み出さないことから共用資産としております。

当社及びその他の連結子会社については、各社を一つのグループとして、各社毎にグルーピングしております。

なお、当中間連結会計期間において減損損失の測定に使用した回収可能価額は正味売却価額であり、正味売却額は主として不動産鑑定評価額等に基づき算定しております。

(中間連結株主資本等変動計算書関係)

前中間連結会計期間(自 2019年4月1日 至 2019年9月30日)

1. 発行済株式の種類及び総数並びに自己株式の種類及び株式数に関する事項

(単位:千株)

	当連結会計年度 期首株式数	当中間連結会計 期間増加株式数	当中間連結会計 期間減少株式数	当中間連結会計 期間末株式数	摘要
発行済株式					
普通株式	26,167	-	-	26,167	
第一種優先株式	4,200	-	-	4,200	
合計	30,367	-	-	30,367	
自己株式					
普通株式	140	0	0	140	(注)1, 2, 3
合計	140	0	0	140	

(注) 1. 普通株式の自己株式の増加は、単元未満株式の買取請求によるものであります。

2. 普通株式の自己株式の減少は、単元未満株式の買増請求及び株式報酬制度に係る株式給付によるものであります。

3. 当中間連結会計期間末の普通株式の自己株式数には、株式報酬制度に係る信託が保有する当社株式133千株が含まれております。

2. 配当に関する事項

(1) 当中間連結会計期間中の配当金支払額

(決議)	株式の種類	配当金の総額 (百万円)	1株当たり配当額 (円)	基準日	効力発生日
2019年6月21日 定時株主総会	普通株式	941	36.00	2019年3月31日	2019年6月24日
	第一種優先株式	170	40.5715	2019年3月31日	2019年6月24日

(注) 普通株式の配当金の総額には、株式報酬制度に係る信託が保有する当社株式に対する配当金4百万円が含まれております。

(2) 基準日が当中間連結会計期間に属する配当のうち、配当の効力発生日が当中間連結会計期間の末日後となるもの

(決議)	株式の種類	配当金の総額 (百万円)	配当の原資	1株当たり 配当額(円)	基準日	効力発生日
2019年11月8日 取締役会	普通株式	941	利益剰余金	36.00	2019年9月30日	2019年12月6日
	第一種優先株式	170	利益剰余金	40.5715	2019年9月30日	2019年12月6日

(注) 普通株式の配当金の総額には、株式報酬制度に係る信託が保有する当社株式に対する配当金4百万円が含まれております。

当中間連結会計期間（自 2020年4月1日 至 2020年9月30日）

1. 発行済株式の種類及び総数並びに自己株式の種類及び株式数に関する事項

（単位：千株）

	当連結会計年度 期首株式数	当中間連結会計 期間増加株式数	当中間連結会計 期間減少株式数	当中間連結会計 期間末株式数	摘要
発行済株式					
普通株式	26,167	-	-	26,167	
第一種優先株式	4,200	-	-	4,200	
合計	30,367	-	-	30,367	
自己株式					
普通株式	141	0	3	139	(注) 1, 2, 3
合計	141	0	3	139	

- (注) 1. 普通株式の自己株式の増加は、単元未満株式の買取請求によるものであります。  
2. 普通株式の自己株式の減少は、単元未満株式の買増請求及び株式報酬制度に係る株式給付によるものであります。  
3. 当中間連結会計期間末の普通株式の自己株式数には、株式報酬制度に係る信託が保有する当社株式130千株が含まれております。

2. 配当に関する事項

(1) 当中間連結会計期間中の配当金支払額

(決議)	株式の種類	配当金の総額 (百万円)	1株当たり配当額 (円)	基準日	効力発生日
2020年6月19日 定時株主総会	普通株式	941	36.00	2020年3月31日	2020年6月22日
	第一種優先株式	170	40.5715	2020年3月31日	2020年6月22日

(注) 普通株式の配当金の総額には、株式報酬制度に係る信託が保有する当社株式に対する配当金4百万円が含まれております。

(2) 基準日が当中間連結会計期間に属する配当のうち、配当の効力発生日が当中間連結会計期間の末日後となるもの

(決議)	株式の種類	配当金の総額 (百万円)	配当の原資	1株当たり 配当額(円)	基準日	効力発生日
2020年11月13日 取締役会	普通株式	941	利益剰余金	36.00	2020年9月30日	2020年12月11日
	第一種優先株式	171	利益剰余金	40.929	2020年9月30日	2020年12月11日

(注) 普通株式の配当金の総額には、株式報酬制度に係る信託が保有する当社株式に対する配当金4百万円が含まれております。

(中間連結キャッシュ・フロー計算書関係)

現金及び現金同等物の中間期末残高と中間連結貸借対照表に掲記されている科目の金額との関係

	前中間連結会計期間 (自 2019年4月1日 至 2019年9月30日)	当中間連結会計期間 (自 2020年4月1日 至 2020年9月30日)
現金預け金勘定	289,518百万円	453,011百万円
預け金(日銀預け金を除く)	6,712百万円	7,498百万円
現金及び現金同等物	282,805百万円	445,512百万円

(リース取引関係)

1. ファイナンス・リース取引

(借手側)

(1) 所有権移転外ファイナンス・リース取引

リース資産の内容

(ア) 有形固定資産

主として、車両であります。

(イ) 無形固定資産

主として、ソフトウェアであります。

リース資産の減価償却の方法

中間連結財務諸表作成のための基本となる重要な事項「4. 会計方針に関する事項」の「(4) 固定資産の減価償却の方法」に記載のとおりであります。

(2) 通常の賃貸借取引に係る方法に準じて会計処理を行っている所有権移転外ファイナンス・リース取引

該当事項はありません。

(貸手側)

(1) リース投資資産の内訳

(単位：百万円)

	前連結会計年度 (2020年3月31日)	当中間連結会計期間 (2020年9月30日)
リース料債権部分	30,373	29,767
見積残存価額部分	5,102	5,205
受取利息相当額	5,394	5,196
その他	97	95
合計	30,178	29,871

(2) リース債権及びリース投資資産に係るリース料債権部分の中間連結決算日(連結決算日)後の回収予定額

(単位：百万円)

	前連結会計年度 (2020年3月31日)		当中間連結会計期間 (2020年9月30日)	
	リース債権に係る リース料債権部分	リース投資資産に係る リース料債権部分	リース債権に係る リース料債権部分	リース投資資産に係る リース料債権部分
1年以内	39	7,603	57	7,573
1年超2年以内	39	6,390	57	6,391
2年超3年以内	39	5,168	57	5,055
3年超4年以内	39	3,742	55	3,594
4年超5年以内	29	2,252	20	2,018
5年超	-	5,216	-	5,134

2. オペレーティング・リース取引

重要性が乏しいため、記載を省略しております。

(金融商品関係)

金融商品の時価等に関する事項

中間連結貸借対照表計上額(連結貸借対照表計上額)、時価及びこれらの差額は、次のとおりであります。なお、時価を把握することが極めて困難と認められる非上場株式等は、次表には含めておりません((注2)参照)。また、中間連結貸借対照表計上額(連結貸借対照表計上額)の重要性が乏しい科目については記載を省略しております。

前連結会計年度(2020年3月31日)

(単位:百万円)

	連結貸借対照表 計上額	時価	差額
(1) 現金預け金	215,943	215,943	-
(2) 有価証券			
満期保有目的の債券	5,000	4,970	29
その他有価証券	865,044	865,044	-
(3) 貸出金	2,709,768		
貸倒引当金(*1)	18,146		
	2,691,622	2,702,764	11,142
資産計	3,777,609	3,788,722	11,112
(1) 預金	3,465,927	3,465,937	10
(2) 譲渡性預金	83,302	83,302	-
(3) 借入金	110,513	110,023	490
負債計	3,659,743	3,659,263	480
デリバティブ取引(*2)			
ヘッジ会計が適用されていないもの	4,792	4,792	-
ヘッジ会計が適用されているもの	(83)	(85)	(1)
デリバティブ取引計	4,708	4,707	(1)

(\*1) 貸出金に対応する一般貸倒引当金及び個別貸倒引当金を控除しております。

(\*2) その他資産・負債に計上しているデリバティブ取引を一括して表示しております。

デリバティブ取引によって生じた正味の債権・債務は純額で表示しており、合計で正味の債務となる項目については、( )で表示しております。なお、「ヘッジ会計が適用されているもの」には、金利スワップの特例処理によるものが含まれております。

当中間連結会計期間（2020年9月30日）

（単位：百万円）

	中間連結貸借対照表 計上額	時価	差額
(1) 現金預け金	453,011	453,011	-
(2) 有価証券			
満期保有目的の債券	5,000	4,972	27
その他有価証券	835,088	835,088	-
(3) 貸出金	2,781,838		
貸倒引当金（*1）	22,165		
	2,759,672	2,772,883	13,211
資産計	4,052,772	4,065,956	13,183
(1) 預金	3,651,851	3,651,893	41
(2) 譲渡性預金	81,302	81,302	-
(3) 借用金	206,363	206,096	266
負債計	3,939,516	3,939,292	224
デリバティブ取引（*2）			
ヘッジ会計が適用されていないもの	5,005	5,005	-
ヘッジ会計が適用されているもの	(64)	(67)	(3)
デリバティブ取引計	4,941	4,937	(3)

（\*1） 貸出金に対応する一般貸倒引当金及び個別貸倒引当金を控除しております。

（\*2） その他資産・負債に計上しているデリバティブ取引を一括して表示しております。

デリバティブ取引によって生じた正味の債権・債務は純額で表示しており、合計で正味の債務となる項目については、（ ）で表示しております。なお、「ヘッジ会計が適用されているもの」には、金利スワップの特例処理によるものが含まれております。

（注1） 金融商品の時価の算定方法

#### 資 産

##### (1) 現金預け金

満期のない預け金については、時価は帳簿価額と近似していることから、当該帳簿価額を時価としております。満期のある預け金については、約定期間が短期間（1年以内）であり、時価は帳簿価額と近似していることから、当該帳簿価額を時価としております。

##### (2) 有価証券

株式は取引所の価格、債券は取引所の価格又は取引金融機関から提示された価格等によっております。投資信託は公表されている基準価格によっております。

自行保証付私募債は、内部格付に基づく区分ごとに、キャッシュ・フローを同様の取引を行った場合に想定される利率及び保証料率で割り引くこともしくは、キャッシュ・フローから、信用リスクを控除したものを市場金利で割り引くことにより時価を算出する方式にて現在価値を算定しております。

なお、保有目的ごとの有価証券に関する注記事項については「（有価証券関係）」に記載しております。

##### (3) 貸出金

貸出金のうち変動金利によるものは、短期間で市場金利を反映するため、貸出先の信用状態が実行後大きく異なっていない限り、時価は帳簿価額と近似していることから、当該帳簿価額を時価としております。固定金利によるものは、貸出金の種類及び内部格付、期間に基づく区分ごとに、キャッシュ・フローを同様の新規貸出を行った場合に想定される利率で割り引くこともしくは、キャッシュ・フローから、信用リスクを控除したものの（但し、固定金利によるもののうち、住宅ローン等の消費者ローンについては、ローンの種類及び期間に基づく区分ごとに、元利金の合計額を同様の新規貸出を行った場合に想定される利率で割り引く）を市場金利で割り引くことにより時価を算定しております。なお、約定期間が短期間（1年以内）のものは、時価は帳簿価額と近似していることから、当該帳簿価額を時価としております。

また、破綻先、実質破綻先及び破綻懸念先に対する債権等については、見積将来キャッシュ・フローの現在価値又は担保及び保証による回収見込額等に基づいて貸倒見積高を算定しているため、時価は中間連結決算日（連結決算日）における中間連結貸借対照表（連結貸借対照表）上の債権等計上額から貸倒引当金計上額を控除した金額に近似しており、当該価額を時価としております。

貸出金のうち、当該貸出を担保資産の範囲内に限るなどの特性により、返済期限を設けていないものについては、返済見込み期間及び金利条件等から、時価は帳簿価額と近似しているものと想定されるため、帳簿価額を時価としております。

負債

(1) 預金、及び(2) 譲渡性預金

要求払預金については、中間連結決算日（連結決算日）に要求された場合の支払額（帳簿価額）を時価とみなしてしております。また、定期預金の時価は、一定の種類及び期間ごとに区分して、将来のキャッシュ・フローを割り引いて現在価値を算定しております。その割引率は、新規に預金を受け入れる際に使用する利率を基礎として用いております。なお、預入期間が短期間（1年以内）のものは、時価は帳簿価額と近似していることから、当該帳簿価額を時価としております。

(3) 借入金

借入金のうち、約定期間が短期間（1年以内）のもの、又は変動金利によるものは、短期間で市場金利を反映し、また、当社及び連結子会社の信用状態は実行後大きく異なっていないことから、時価は帳簿価額と近似していると考えられるため、当該帳簿価額を時価としております。約定期間が長期間（1年超）で固定金利によるものは、一定の期間ごとに区分した当該借入金の元利金の合計額を同様の借入において想定される利率で割り引いて現在価値を算定しております。

デリバティブ取引

デリバティブ取引については、「（デリバティブ取引関係）」に記載しております。

（注2） 時価を把握することが極めて困難と認められる金融商品の中間連結貸借対照表（連結貸借対照表）計上額は次のとおりであり、金融商品の時価情報の「資産(2) その他有価証券」には含まれておりません。

（単位：百万円）

区分	前連結会計年度 (2020年3月31日)	当中間連結会計期間 (2020年9月30日)
非上場株式(*1)(*2)	2,650	2,621
非上場外国証券(*1)	8	8
組合出資金(*3)	6,672	6,606
合計	9,332	9,235

(\*1) 非上場株式及び非上場外国証券については、市場価格がなく、時価を把握することが極めて困難と認められることから時価開示の対象とはしていません。

(\*2) 前連結会計年度において、非上場株式について減損処理はございません。

当中間連結会計期間において、非上場株式について29百万円減損処理を行っております。

(\*3) 組合出資金のうち、組合財産が非上場株式など時価を把握することが極めて困難と認められるもので構成されているものについては、時価開示の対象とはしていません。



(有価証券関係)

## 1. 満期保有目的の債券

前連結会計年度(2020年3月31日現在)

	種類	連結貸借対照表 計上額(百万円)	時価(百万円)	差額(百万円)
時価が連結貸借対照表計上額を超えるもの	国債	-	-	-
	地方債	-	-	-
	短期社債	-	-	-
	社債	-	-	-
	その他	-	-	-
	外国債券	-	-	-
	その他	-	-	-
	小計	-	-	-
時価が連結貸借対照表計上額を超えないもの	国債	-	-	-
	地方債	-	-	-
	短期社債	-	-	-
	社債	-	-	-
	その他	5,000	4,970	29
	外国債券	5,000	4,970	29
	その他	-	-	-
	小計	5,000	4,970	29
合計		5,000	4,970	29

当中間連結会計期間(2020年9月30日現在)

	種類	中間連結貸借対照表 計上額(百万円)	時価(百万円)	差額(百万円)
時価が中間連結貸借対照表計上額を超えるもの	国債	-	-	-
	地方債	-	-	-
	短期社債	-	-	-
	社債	-	-	-
	その他	-	-	-
	外国債券	-	-	-
	その他	-	-	-
	小計	-	-	-
時価が中間連結貸借対照表計上額を超えないもの	国債	-	-	-
	地方債	-	-	-
	短期社債	-	-	-
	社債	-	-	-
	その他	5,000	4,972	27
	外国債券	5,000	4,972	27
	その他	-	-	-
	小計	5,000	4,972	27
合計		5,000	4,972	27

## 2. その他有価証券

前連結会計年度(2020年3月31日現在)

	種類	連結貸借対照表 計上額(百万円)	取得原価(百万円)	差額(百万円)
連結貸借対照表計上額が 取得原価を超えるもの	株式	43,910	22,873	21,037
	債券	327,754	325,409	2,344
	国債	139,709	138,589	1,120
	地方債	94,503	94,051	452
	短期社債	-	-	-
	社債	93,540	92,768	771
	その他	149,833	142,878	6,955
	外国債券	87,360	84,885	2,474
	その他	62,473	57,992	4,480
	小計	521,498	491,161	30,337
連結貸借対照表計上額が 取得原価を超えないもの	株式	19,288	21,758	2,470
	債券	138,967	140,190	1,222
	国債	22,219	22,268	49
	地方債	50,211	50,365	153
	短期社債	-	-	-
	社債	66,536	67,556	1,019
	その他	185,290	195,282	9,992
	外国債券	84,890	86,442	1,552
	その他	100,399	108,839	8,439
	小計	343,545	357,231	13,685
合計		865,044	848,392	16,652

当中間連結会計期間（2020年9月30日現在）

	種類	中間連結貸借対照表計上額（百万円）	取得原価（百万円）	差額（百万円）
中間連結貸借対照表計上額が取得原価を超えるもの	株式	44,555	22,929	21,626
	債券	344,152	341,650	2,501
	国債	116,775	115,723	1,051
	地方債	125,543	124,928	615
	短期社債	-	-	-
	社債	101,832	100,998	834
	その他	180,263	172,337	7,926
	外国債券	98,045	94,641	3,404
	その他	82,217	77,696	4,521
	小計	568,971	536,917	32,054
中間連結貸借対照表計上額が取得原価を超えないもの	株式	11,846	14,602	2,756
	債券	115,644	117,042	1,397
	国債	38,903	39,270	367
	地方債	22,759	22,805	45
	短期社債	-	-	-
	社債	53,982	54,966	983
	その他	138,625	144,883	6,258
	外国債券	66,617	67,596	979
	その他	72,007	77,287	5,279
	小計	266,116	276,528	10,412
合計		835,088	813,446	21,641

### 3. 減損処理を行った有価証券

売買目的有価証券以外の有価証券（時価を把握することが極めて困難なものを除く）のうち、当該有価証券の時価が取得原価に比べて著しく下落しており、時価が取得原価まで回復する見込みがあると認められないものについては、当該時価をもって中間連結貸借対照表計上額（連結貸借対照表計上額）とするとともに、評価差額を当中間連結会計期間（連結会計年度）の損失として処理（以下、「減損処理」という。）しております。

前連結会計年度における減損処理額は、4,529百万円（うち、株式4,129百万円、債券400百万円）であります。

当中間連結会計期間における減損処理額は、8百万円（株式）であります。

また、時価が「著しく下落した」と判断するための基準は、以下のとおりであります。

時価のあるものについては、時価が取得原価に比べて、30%以上下落したものを「著しく下落した」とし、そのうち50%以上下落したものは原則全額、30%以上50%未満下落したものは、回復可能性があると認められるもの以外について減損処理を行っております。市場価格のない株式については、当該株式の発行会社の財政状態の悪化により実質価額が著しく低下したときは、原則実質価額まで減損処理を行っております。

( 金銭の信託関係 )

1 . 満期保有目的の金銭の信託

該当事項はありません。

2 . その他の金銭の信託(運用目的及び満期保有目的以外)

該当事項はありません。

( その他有価証券評価差額金 )

中間連結貸借対照表(連結貸借対照表)に計上されているその他有価証券評価差額金の内訳は、次のとおりであります。

前連結会計年度(2020年3月31日現在)

	金額(百万円)
評価差額	16,736
その他有価証券	16,736
( )繰延税金負債	5,262
その他有価証券評価差額金(持分相当額調整前)	11,474
( )非支配株主持分相当額	114
その他有価証券評価差額金	11,359

当中間連結会計期間(2020年9月30日現在)

	金額(百万円)
評価差額	21,677
その他有価証券	21,677
( )繰延税金負債	6,560
その他有価証券評価差額金(持分相当額調整前)	15,116
( )非支配株主持分相当額	120
その他有価証券評価差額金	14,996

(デリバティブ取引関係)

1. ヘッジ会計が適用されていないデリバティブ取引

ヘッジ会計が適用されていないデリバティブ取引について、取引の対象物の種類ごとの中間連結決算日(連結決算日)における契約額又は契約において定められた元本相当額、時価及び評価損益並びに当該時価の算定方法は、次のとおりであります。なお、契約額等については、その金額自体がデリバティブ取引に係る市場リスクを示すものではありません。

(1) 金利関連取引

前連結会計年度(2020年3月31日現在)

区分	種類	契約額等 (百万円)	契約額等のうち 1年超のもの (百万円)	時価(百万円)	評価損益 (百万円)
金融商品 取引所	金利先物	-	-	-	-
	金利オプション	-	-	-	-
店頭	金利先渡契約	-	-	-	-
	金利スワップ	-	-	-	-
	受取固定・支払変動	168,045	165,340	5,460	5,460
	受取変動・支払固定	171,194	168,038	1,783	1,783
	受取変動・支払変動	-	-	-	-
	金利オプション	-	-	-	-
	その他	-	-	-	-
	合計			3,676	3,676

(注) 1. 上記取引については時価評価を行い、評価損益を連結損益計算書に計上しております。

2. 時価の算定

店頭取引については、割引現在価値やオプション価格計算モデル等により算定しております。

当中間連結会計期間(2020年9月30日現在)

区分	種類	契約額等 (百万円)	契約額等のうち 1年超のもの (百万円)	時価(百万円)	評価損益 (百万円)
金融商品 取引所	金利先物	-	-	-	-
	金利オプション	-	-	-	-
店頭	金利先渡契約	-	-	-	-
	金利スワップ	-	-	-	-
	受取固定・支払変動	175,060	169,561	6,070	6,070
	受取変動・支払固定	178,648	172,940	2,325	2,325
	受取変動・支払変動	-	-	-	-
	金利オプション	-	-	-	-
	その他	-	-	-	-
	合計			3,744	3,744

(注) 1. 上記取引については時価評価を行い、評価損益を中間連結損益計算書に計上しております。

2. 時価の算定

店頭取引については、割引現在価値やオプション価格計算モデル等により算定しております。

(2) 通貨関連取引

前連結会計年度(2020年3月31日現在)

区分	種類	契約額等 (百万円)	契約額等のうち 1年超のもの (百万円)	時価(百万円)	評価損益 (百万円)
金融商品 取引所	通貨先物	-	-	-	-
	通貨オプション	-	-	-	-
店頭	通貨スワップ 為替予約	304,120	247,397	1,108	1,108
	売建	30,200	-	20	20
	買建	2,667	-	6	6
	通貨オプション				
	売建	805	-	7	2
	買建	65	-	0	0
	その他	-	-	-	-
合計				1,115	1,125

(注) 1. 上記取引については時価評価を行い、評価損益を連結損益計算書に計上しております。

2. 時価の算定

店頭取引については、割引現在価値やオプション価格計算モデル等により算定しております。

当中間連結会計期間(2020年9月30日現在)

区分	種類	契約額等 (百万円)	契約額等のうち 1年超のもの (百万円)	時価(百万円)	評価損益 (百万円)
金融商品 取引所	通貨先物	-	-	-	-
	通貨オプション	-	-	-	-
店頭	通貨スワップ 為替予約	300,267	268,163	1,104	1,104
	売建	26,441	-	147	147
	買建	479	-	6	6
	通貨オプション				
	売建	2,259	-	11	12
	買建	2,259	-	14	2
	その他	-	-	-	-
合計				1,261	1,273

(注) 1. 上記取引については時価評価を行い、評価損益を中間連結損益計算書に計上しております。

2. 時価の算定

店頭取引については、割引現在価値やオプション価格計算モデル等により算定しております。

(3) 株式関連取引

該当事項はありません。

(4) 債券関連取引

該当事項はありません。

(5) 商品関連取引

該当事項はありません。

(6) クレジット・デリバティブ取引

該当事項はありません。

2. ヘッジ会計が適用されているデリバティブ取引

ヘッジ会計が適用されているデリバティブ取引について、取引の対象物の種類ごと、ヘッジ会計の方法別の中間連結決算日(連結決算日)における契約額又は契約において定められた元本相当額及び時価並びに当該時価の算定方法は、次のとおりであります。なお、契約額等については、その金額自体がデリバティブ取引に係る市場リスクを示すものではありません。

(1) 金利関連取引

前連結会計年度(2020年3月31日現在)

ヘッジ会計の方法	種類	主なヘッジ対象	契約額等 (百万円)	契約額等のうち 1年超のもの (百万円)	時価(百万円)
原則的処理 方法	金利スワップ	貸出金			
	受取固定・支払変動		-	-	-
	受取変動・支払固定		4,850	850	83
	金利先物		-	-	-
	金利オプション		-	-	-
	その他		-	-	-
金利スワップ の特例処理	金利スワップ	貸出金			
	受取固定・支払変動		-	-	-
	受取変動・支払固定	1,000	1,000	1	
合計					85

(注) 1. 主として、「銀行業における金融商品会計基準適用に関する会計上及び監査上の取扱い」(日本公認会計士協会業種別監査委員会報告第24号 2002年2月13日)に基づき、繰延ヘッジによっております。

2. 時価の算定

取引所取引については、東京金融取引所等における最終の価格によっております。店頭取引については、割引現在価値もしくは、取引先金融機関から提示された価格によっております。

当中間連結会計期間(2020年9月30日現在)

ヘッジ会計の方法	種類	主なヘッジ対象	契約額等 (百万円)	契約額等のうち 1年超のもの (百万円)	時価(百万円)
原則的処理 方法	金利スワップ	貸出金			
	受取固定・支払変動		-	-	-
	受取変動・支払固定		804	803	64
	金利先物		-	-	-
	金利オプション		-	-	-
	その他		-	-	-
金利スワップ の特例処理	金利スワップ	貸出金			
	受取固定・支払変動		-	-	-
	受取変動・支払固定	1,000	1,000	3	
合計					67

(注) 1. 主として、「銀行業における金融商品会計基準適用に関する会計上及び監査上の取扱い」(日本公認会計士協会業種別監査委員会報告第24号 2002年2月13日)に基づき、繰延ヘッジによっております。

2. 時価の算定

取引所取引については、東京金融取引所等における最終の価格によっております。店頭取引については、割引現在価値もしくは、取引先金融機関から提示された価格によっております。

(2) 通貨関連取引

該当事項はありません。

(3) 株式関連取引

該当事項はありません。

(4) 債券関連取引

該当事項はありません。

(ストック・オプション等関係)

該当事項はありません。

(企業結合等関係)

共通支配下の取引等

株式会社三重銀行による子会社株式の追加取得

1. 取引の概要

(1) 結合当事企業の名称及びその事業の内容

結合当事企業の名称	事業の内容
三重銀コンピュータサービス株式会社	コンピュータシステム開発・運行業
三重銀総合リース株式会社	リース業
株式会社三重銀カード	クレジットカード業

(2) 企業結合日

結合当事企業の名称	企業結合日
三重銀コンピュータサービス株式会社	2020年5月29日
三重銀総合リース株式会社	2020年7月31日
株式会社三重銀カード	2020年7月31日

(3) 企業結合の法的形式

連結子会社からの株式取得

(4) 結合後企業の名称

名称に変更はありません。

(5) その他取引の概要に関する事項

資本構成見直しによるグループ経営のガバナンスの強化を目的として、連結子会社が保有する株式を取得したものであります。

2. 実施した会計処理の概要

「企業結合に関する会計基準」(企業会計基準第21号 2019年1月16日)及び「企業結合会計基準及び事業分離等会計基準に関する適用指針」(企業会計基準適用指針第10号 2019年1月16日)に基づき、共通支配下の取引等として処理しております。

3. 子会社株式の追加取得に関する事項

株式会社三重銀行の取得原価は普通株式の取得価額944百万円であります。連結会社相互間の取引であり、全額を相殺消去しております。

4. 非支配株主との取引に係る当社の持分変動に関する事項

該当事項はありません。



(資産除去債務関係)

資産除去債務につきましては、重要性が乏しいため、記載を省略しております。

(賃貸等不動産関係)

該当事項はありません。

(セグメント情報等)

【セグメント情報】

1. 報告セグメントの概要

当社グループの報告セグメントは、当社グループの構成単位のうち分離された財務情報が入手可能であり、取締役会が、経営資源の配分の決定及び業績を評価するために、定期的に検討を行う対象となっているものであります。

当社グループは、銀行業務を中核に、リース業務等の金融サービスに係る事業を行っております。

従いまして、当社グループは、連結会社の事業の内容によるサービス別のセグメントから構成されており、「銀行業」及び「リース業」の2つを報告セグメントとしております。

「銀行業」は、預金業務、貸出業務、内国為替業務、外国為替業務、国債・投資信託・保険の窓販、社債の受託及び登録業務等を行っております。「リース業」は、リース業務を行っております。

2. 報告セグメントごとの経常収益、利益、資産、負債その他の項目の金額の算定方法

報告されております事業セグメントの会計処理方法は、「中間連結財務諸表作成のための基本となる重要な事項」における記載と同一であります。

報告セグメントの利益は、経常利益ベースの数値であります。セグメント間の取引は、第三者間取引価格に基づいております。

3. 報告セグメントごとの経常収益、利益、資産、負債その他の項目の金額に関する情報

前中間連結会計期間(自 2019年4月1日 至 2019年9月30日)

(単位: 百万円)

	報告セグメント			その他	合計	調整額	中間連結財務諸表計上額
	銀行業	リース業	計				
経常収益							
外部顧客に対する経常収益	28,379	7,208	35,588	1,427	37,015	1,196	35,819
セグメント間の内部経常収益	366	630	997	3,309	4,307	4,307	-
計	28,746	7,839	36,585	4,737	41,322	5,503	35,819
セグメント利益	6,060	867	6,927	2,932	9,860	5,710	4,149
セグメント資産	4,027,459	46,859	4,074,318	179,803	4,254,121	201,720	4,052,401
セグメント負債	3,782,281	42,313	3,824,595	12,099	3,836,694	31,525	3,805,169
その他の項目							
減価償却費	1,487	178	1,666	15	1,682	69	1,612
資金運用収益	19,299	5	19,305	1,170	20,476	2,225	18,250
資金調達費用	556	92	648	5	654	37	616
国債等債券償却	14	-	14	-	14	-	14
株式等償却	190	-	190	-	190	2,089	2,279
有形固定資産及び無形固定資産の増加額	2,515	192	2,707	15	2,723	5	2,718

(注) 1. 一般企業の売上高に代えて、経常収益を記載しております。また、差異調整につきましては、経常収益と中間連結損益計算書の経常収益計上額との差異について記載しております。

2. 「その他」の区分は報告セグメントに含まれていない事業セグメント等であり、クレジットカード業、信用保証業を含んでおります。

3. 調整額は、次のとおりであります。

(1) 外部顧客に対する経常収益の調整額 1,196百万円は、主にパーチェス法に伴う経常収益調整額であります。

(2) セグメント利益の調整額 5,710百万円は、パーチェス法に伴う利益調整額 3,289百万円及びセグメント間取引消去等であります。

(3) セグメント資産の調整額 201,720百万円は、セグメント間取引消去等であります。

(4) セグメント負債の調整額 31,525百万円は、セグメント間取引消去等であります。

(5) 資金運用収益の調整額 2,225百万円は、パーチェス法に伴う資金運用収益調整額 820百万円及びセグメント間取引消去等であります。

4. セグメント利益は、中間連結損益計算書の経常利益と調整を行っております。

5. 「その他」の経常収益（セグメント間の内部経常収益）及びセグメント利益には、連結グループ内の資本構成見直しに伴う連結子会社株式の売却益915百万円が含まれております。

当中間連結会計期間（自 2020年4月1日 至 2020年9月30日）

（単位：百万円）

	報告セグメント			その他	合計	調整額	中間連結財務諸表計上額
	銀行業	リース業	計				
経常収益							
外部顧客に対する経常収益	31,147	7,600	38,747	1,026	39,774	2,037	37,736
セグメント間の内部経常収益	1,343	304	1,647	3,167	4,814	4,814	-
計	32,490	7,904	40,394	4,193	44,588	6,852	37,736
セグメント利益	5,322	348	5,670	2,343	8,013	4,797	3,216
セグメント資産	4,196,883	50,698	4,247,581	179,630	4,427,211	205,666	4,221,545
セグメント負債	3,966,750	45,930	4,012,681	11,800	4,024,481	35,164	3,989,317
その他の項目							
減価償却費	1,786	193	1,980	17	1,997	62	1,935
資金運用収益	19,470	3	19,474	1,252	20,726	3,105	17,621
資金調達費用	378	102	481	4	486	40	446
貸倒引当金繰入額	4,189	-	4,189	28	4,218	76	4,141
株式等償却	29	-	29	-	29	8	37
有形固定資産及び無形固定資産の増加額	4,463	301	4,765	16	4,782	8	4,773

（注）1. 一般企業の売上高に代えて、経常収益を記載しております。また、差異調整につきましては、経常収益と中間連結損益計算書の経常収益計上額との差異について記載しております。

2. 「その他」の区分は報告セグメントに含まれていない事業セグメント等であり、クレジットカード業、信用保証業を含んでおります。

3. 調整額は、次のとおりであります。

(1) 外部顧客に対する経常収益の調整額 2,037百万円は、主にパーチェス法に伴う経常収益調整額であります。

(2) セグメント利益の調整額 4,797百万円は、パーチェス法に伴う利益調整額 1,870百万円及びセグメント間取引消去等であります。

(3) セグメント資産の調整額 205,666百万円は、セグメント間取引消去等であります。

(4) セグメント負債の調整額 35,164百万円は、セグメント間取引消去等であります。

(5) 資金運用収益の調整額 3,105百万円は、パーチェス法に伴う資金運用収益調整額 742百万円及びセグメント間取引消去等であります。

4. セグメント利益は、中間連結損益計算書の経常利益と調整を行っております。

5. 「その他」の経常収益（セグメント間の内部経常収益）及びセグメント利益には、連結グループ内の資本構成見直しに伴う連結子会社株式の売却益658百万円が含まれております。

【関連情報】

前中間連結会計期間（自 2019年4月1日 至 2019年9月30日）

1．サービスごとの情報

（単位：百万円）

	貸出業務	有価証券 投資業務	リース業務	その他	合計
外部顧客に対する経常収益	15,775	6,251	6,973	6,817	35,819

（注） 一般企業の売上高に代えて、経常収益を記載しております。

2．地域ごとの情報

(1) 経常収益

当社グループは、本邦の外部顧客に対する経常収益に区分した金額が中間連結損益計算書の経常収益の90%を超えるため、記載を省略しております。

(2) 有形固定資産

当社グループは、本邦に所在している有形固定資産の金額が中間連結貸借対照表の有形固定資産の金額の90%を超えるため、記載を省略しております。

3．主要な顧客ごとの情報

特定の顧客に対する経常収益で中間連結損益計算書の経常収益の10%以上を占めるものがないため、記載を省略しております。

当中間連結会計期間（自 2020年4月1日 至 2020年9月30日）

1．サービスごとの情報

（単位：百万円）

	貸出業務	有価証券 投資業務	リース業務	その他	合計
外部顧客に対する経常収益	15,336	8,503	7,520	6,376	37,736

（注） 一般企業の売上高に代えて、経常収益を記載しております。

2．地域ごとの情報

(1) 経常収益

当社グループは、本邦の外部顧客に対する経常収益に区分した金額が中間連結損益計算書の経常収益の90%を超えるため、記載を省略しております。

(2) 有形固定資産

当社グループは、本邦に所在している有形固定資産の金額が中間連結貸借対照表の有形固定資産の金額の90%を超えるため、記載を省略しております。

3．主要な顧客ごとの情報

特定の顧客に対する経常収益で中間連結損益計算書の経常収益の10%以上を占めるものがないため、記載を省略しております。

【報告セグメントごとの固定資産の減損損失に関する情報】

前中間連結会計期間（自 2019年4月1日 至 2019年9月30日）

重要性が乏しいため、記載を省略しております。

当中間連結会計期間（自 2020年4月1日 至 2020年9月30日）

（単位：百万円）

	報告セグメント			その他	合計
	銀行業	リース業	計		
減損損失	164	-	164	-	164

【報告セグメントごとののれんの償却額及び未償却残高に関する情報】

該当事項はありません。

【報告セグメントごとの負ののれん発生益に関する情報】

該当事項はありません。

## ( 1株当たり情報 )

## 1. 1株当たり純資産額及び算定上の基礎

		前連結会計年度 (2020年3月31日)	当中間連結会計期間 (2020年9月30日)
1株当たり純資産額	円	7,566.42	7,748.47
(算定上の基礎)			
純資産の部の合計額	百万円	227,465	232,228
純資産の部の合計額から控除する金額	百万円	30,541	30,546
(うち優先株式)	百万円	30,000	30,000
(うち定時株主総会決議による優先配当額)	百万円	170	
(うち中間優先配当額)	百万円		171
(うち非支配株主持分)	百万円	371	374
普通株式に係る中間期末(期末)の純資産額	百万円	196,923	201,681
1株当たり純資産額の算定に用いられた 中間期末(期末)の普通株式の数	千株	26,025	26,028

## 2. 1株当たり中間純利益及び算定上の基礎並びに潜在株式調整後1株当たり中間純利益及び算定上の基礎

		前中間連結会計期間 (自2019年4月1日 至2019年9月30日)	当中間連結会計期間 (自2020年4月1日 至2020年9月30日)
(1) 1株当たり中間純利益	円	106.51	77.91
(算定上の基礎)			
親会社株主に帰属する中間純利益	百万円	2,942	2,199
普通株主に帰属しない金額	百万円	170	171
うち中間優先配当額	百万円	170	171
普通株式に係る親会社株主に帰属する 中間純利益	百万円	2,772	2,027
普通株式の期中平均株式数	千株	26,027	26,027
(2) 潜在株式調整後1株当たり中間純利益			
(算定上の基礎)			
親会社株主に帰属する中間純利益調整額	百万円	170	171
うち中間優先配当額	百万円	170	171
普通株式増加数	千株	19,923	20,717
うち優先株式	千株	19,599	20,717
うち新株予約権付社債	千株	324	
希薄化効果を有しないため、潜在株式調整後 1株当たり中間純利益の算定に含めなかった 潜在株式の概要			

3. 株主資本において自己株式として計上されている株式報酬制度に係る信託が保有する当社株式は、1株当たり純資産額、1株当たり中間純利益及び潜在株式調整後1株当たり中間純利益の算定において、控除する自己株式に含めております。

1株当たり純資産額の算定上、控除した当該自己株式の期末株式数は、前連結会計年度133千株、当中間連結会計期間130千株であります。また、1株当たり中間純利益及び潜在株式調整後1株当たり中間純利益の算定上、控除した当該自己株式の期中平均株式数は、前中間連結会計期間133千株、当中間連結会計期間131千株であります。

## (重要な後発事象)

該当事項はありません。

## 2【その他】

該当事項はありません。

## 3【中間財務諸表】

## (1)【中間貸借対照表】

(単位：百万円)

	前事業年度 (2020年3月31日)	当中間会計期間 (2020年9月30日)
<b>資産の部</b>		
流動資産		
現金及び預金	852	1,064
前払費用	8	8
未収還付法人税等	440	214
その他	0	13
流動資産合計	1,301	1,301
固定資産		
無形固定資産		
商標権	3	3
無形固定資産合計	3	3
投資その他の資産		
関係会社株式	158,903	158,903
敷金	43	85
繰延税金資産	10	13
投資その他の資産合計	158,957	159,002
固定資産合計	158,961	159,005
資産の部合計	160,262	160,307
<b>負債の部</b>		
流動負債		
未払費用	69	90
未払法人税等	8	14
賞与引当金	26	28
その他	49	64
流動負債合計	153	197
固定負債		
長期預り金	393	382
固定負債合計	393	382
負債の部合計	546	580
<b>純資産の部</b>		
株主資本		
資本金	10,000	10,000
資本剰余金		
資本準備金	2,500	2,500
その他資本剰余金	146,363	146,363
資本剰余金合計	148,863	148,863
利益剰余金		
その他利益剰余金		
繰越利益剰余金	1,179	1,183
利益剰余金合計	1,179	1,183
自己株式	327	320
株主資本合計	159,715	159,726
純資産の部合計	159,715	159,726
負債及び純資産の部合計	160,262	160,307

## (2)【中間損益計算書】

(単位：百万円)

	前中間会計期間 (自 2019年4月1日 至 2019年9月30日)	当中間会計期間 (自 2020年4月1日 至 2020年9月30日)
<b>営業収益</b>		
関係会社受取配当金	1,112	1,112
関係会社受入手数料	568	527
<b>営業収益合計</b>	<b>1,680</b>	<b>1,639</b>
<b>営業費用</b>		
販売費及び一般管理費	511	514
<b>営業費用合計</b>	<b>511</b>	<b>514</b>
<b>営業利益</b>	<b>1,168</b>	<b>1,125</b>
<b>営業外収益</b>		
受取利息	0	0
雑収入	0	0
<b>営業外収益合計</b>	<b>0</b>	<b>0</b>
<b>営業外費用</b>		
雑損失	0	0
<b>営業外費用合計</b>	<b>0</b>	<b>0</b>
<b>経常利益</b>	<b>1,169</b>	<b>1,125</b>
<b>税引前中間純利益</b>	<b>1,169</b>	<b>1,125</b>
法人税、住民税及び事業税	14	12
<b>法人税等調整額</b>	<b>6</b>	<b>3</b>
<b>法人税等合計</b>	<b>20</b>	<b>8</b>
<b>中間純利益</b>	<b>1,148</b>	<b>1,116</b>



## (3)【中間株主資本等変動計算書】

前中間会計期間(自 2019年4月1日 至 2019年9月30日)

(単位:百万円)

	株主資本								純資産合計
	資本金	資本剰余金			利益剰余金		自己株式	株主資本合計	
		資本準備金	その他資本剰余金	資本剰余金合計	その他利益剰余金 繰越利益剰余金	利益剰余金合計			
当期首残高	10,000	2,500	146,363	148,863	1,130	1,130	325	159,669	159,669
当中間期変動額									
剰余金の配当					1,112	1,112		1,112	1,112
中間純利益					1,148	1,148		1,148	1,148
自己株式の取得							1	1	1
自己株式の処分			0	0			1	1	1
当中間期変動額合計	-	-	0	0	35	35	0	36	36
当中間期末残高	10,000	2,500	146,363	148,863	1,166	1,166	324	159,705	159,705

当中間会計期間(自 2020年4月1日 至 2020年9月30日)

(単位:百万円)

	株主資本								純資産合計
	資本金	資本剰余金			利益剰余金		自己株式	株主資本合計	
		資本準備金	その他資本剰余金	資本剰余金合計	その他利益剰余金 繰越利益剰余金	利益剰余金合計			
当期首残高	10,000	2,500	146,363	148,863	1,179	1,179	327	159,715	159,715
当中間期変動額									
剰余金の配当					1,112	1,112		1,112	1,112
中間純利益					1,116	1,116		1,116	1,116
自己株式の取得							1	1	1
自己株式の処分			0	0			8	8	8
当中間期変動額合計	-	-	0	0	4	4	6	11	11
当中間期末残高	10,000	2,500	146,363	148,863	1,183	1,183	320	159,726	159,726

【注記事項】

(重要な会計方針)

1. 有価証券の評価基準及び評価方法

有価証券の評価は、子会社株式については移動平均法による原価法により行っております。

2. 固定資産の減価償却の方法

無形固定資産

無形固定資産は、定額法により償却しております。

3. 引当金の計上基準

賞与引当金

賞与引当金は、従業員への賞与の支払いに備えるため、従業員に対する賞与の支給見込額のうち、当中間会計期間に帰属する額を計上しております。

4. 消費税等の会計処理

消費税及び地方消費税の会計処理は、税抜方式によっております。

(中間損益計算書関係)

減価償却実施額は次のとおりであります。

	前中間会計期間 (自 2019年4月1日 至 2019年9月30日)	当中間会計期間 (自 2020年4月1日 至 2020年9月30日)
無形固定資産	0百万円	0百万円

(有価証券関係)

子会社株式及び関連会社株式

該当事項はありません。

(注) 時価を把握することが極めて困難と認められる子会社株式及び関連会社株式の中間貸借対照表(貸借対照表)計上額

(単位：百万円)

	前事業年度 (2020年3月31日)	当中間会計期間 (2020年9月30日)
子会社株式	158,903	158,903
関連会社株式	-	-
合計	158,903	158,903

これらについては、市場価格がなく、時価を把握することが極めて困難と認められることから、「子会社株式及び関連会社株式」には含めておりません。

(重要な後発事象)

該当事項はありません。

#### 4【その他】

##### 中間配当

2020年11月13日開催の取締役会において、第3期の中間配当につき次のとおり決議致しました。

##### (1) 普通株式

中間配当金の総額	941百万円
1株当たり中間配当金	36円00銭
支払請求の効力発生日及び支払開始日	2020年12月11日

##### (2) 第一種優先株式

中間配当金の総額	171百万円
1株当たり中間配当金	40円92銭9厘
支払請求の効力発生日及び支払開始日	2020年12月11日

(注) 2020年9月30日の最終の株主名簿に記録された株主又は登録株式質権者に対し、支払いを行います。

## 第二部【提出会社の保証会社等の情報】

該当事項はありません。

独立監査人の中間監査報告書

2020年11月24日

株式会社三十三フィナンシャルグループ  
取締役会 御中

有限責任 あずさ監査法人  
名古屋事務所

指定有限責任社員  
業務執行社員 公認会計士 中 村 哲 也

指定有限責任社員  
業務執行社員 公認会計士 池 ヶ 谷 正

指定有限責任社員  
業務執行社員 公認会計士 内 田 宏 季

中間監査意見

当監査法人は、金融商品取引法第193条の2第1項の規定に基づく監査証明を行うため、「経理の状況」に掲げられている株式会社三十三フィナンシャルグループの2020年4月1日から2021年3月31日までの連結会計年度の中間連結会計期間（2020年4月1日から2020年9月30日まで）に係る中間連結財務諸表、すなわち、中間連結貸借対照表、中間連結損益計算書、中間連結包括利益計算書、中間連結株主資本等変動計算書、中間連結キャッシュ・フロー計算書、中間連結財務諸表作成のための基本となる重要な事項及びその他の注記について中間監査を行った。

当監査法人は、上記の中間連結財務諸表が、我が国において一般に公正妥当と認められる中間連結財務諸表の作成基準に準拠して、株式会社三十三フィナンシャルグループ及び連結子会社の2020年9月30日現在の財政状態並びに同日をもって終了する中間連結会計期間（2020年4月1日から2020年9月30日まで）の経営成績及びキャッシュ・フローの状況に関する有用な情報を表示しているものと認める。

中間監査意見の根拠

当監査法人は、我が国において一般に公正妥当と認められる中間監査の基準に準拠して中間監査を行った。中間監査の基準における当監査法人の責任は、「中間連結財務諸表監査における監査人の責任」に記載されている。当監査法人は、我が国における職業倫理に関する規定に従って、会社及び連結子会社から独立しており、また、監査人としてのその他の倫理上の責任を果たしている。当監査法人は、中間監査の意見表明の基礎となる十分かつ適切な監査証拠を入手したと判断している。

中間連結財務諸表に対する経営者及び監査等委員会の責任

経営者の責任は、我が国において一般に公正妥当と認められる中間連結財務諸表の作成基準に準拠して中間連結財務諸表を作成し有用な情報を表示することにある。これには、不正又は誤謬による重要な虚偽表示のない中間連結財務諸表を作成し有用な情報を表示するために経営者が必要と判断した内部統制を整備及び運用することが含まれる。

中間連結財務諸表を作成するに当たり、経営者は、継続企業の前提に基づき中間連結財務諸表を作成することが適切であるかどうかを評価し、我が国において一般に公正妥当と認められる中間連結財務諸表の作成基準に基づいて継続企業に関する事項を開示する必要がある場合には当該事項を開示する責任がある。

監査等委員会の責任は、財務報告プロセスの整備及び運用における取締役の職務の執行を監視することにある。

中間連結財務諸表監査における監査人の責任

監査人の責任は、監査人が実施した中間監査に基づいて、全体として中間連結財務諸表の有用な情報の表示に関して投資者の判断を損なうような重要な虚偽表示がないかどうかの合理的な保証を得て、中間監査報告書において独立の立場から中間連結財務諸表に対する意見を表明することにある。虚偽表示は、不正又は誤謬により発生する可能性があり、個

別に又は集計すると、中間連結財務諸表の利用者の意思決定に影響を与えると合理的に見込まれる場合に、重要性があると判断される。

監査人は、我が国において一般に公正妥当と認められる中間監査の基準に従って、中間監査の過程を通じて、職業的専門家としての判断を行い、職業的懐疑心を保持して以下を実施する。

- ・不正又は誤謬による中間連結財務諸表の重要な虚偽表示リスクを識別し、評価する。また、重要な虚偽表示リスクに対応する中間監査手続を立案し、実施する。中間監査手続の選択及び適用は監査人の判断による。さらに、中間監査の意見表明の基礎となる十分かつ適切な監査証拠を入手する。なお、中間監査手続は、年度監査と比べて監査手続の一部が省略され、監査人の判断により、不正又は誤謬による中間連結財務諸表の重要な虚偽表示リスクの評価に基づいて、分析的手続等を中心とした監査手続に必要な応じて追加の監査手続が選択及び適用される。
- ・中間連結財務諸表監査の目的は、内部統制の有効性について意見表明するためのものではないが、監査人は、リスク評価の実施に際して、状況に応じた適切な中間監査手続を立案するために、中間連結財務諸表の作成と有用な情報の表示に関連する内部統制を検討する。
- ・経営者が採用した会計方針及びその適用方法並びに経営者によって行われた会計上の見積りの合理性及び関連する注記事項の妥当性を評価する。
- ・経営者が継続企業を前提として中間連結財務諸表を作成することが適切であるかどうか、また、入手した監査証拠に基づき、継続企業の前提に重要な疑義を生じさせるような事象又は状況に関して重要な不確実性が認められるかどうか結論付ける。継続企業の前提に関する重要な不確実性が認められる場合は、中間監査報告書において中間連結財務諸表の注記事項に注意を喚起すること、又は重要な不確実性に関する中間連結財務諸表の注記事項が適切でない場合は、中間連結財務諸表に対して除外事項付意見を表明することが求められている。監査人の結論は、中間監査報告書日までに入手した監査証拠に基づいているが、将来の事象や状況により、企業は継続企業として存続できなくなる可能性がある。
- ・中間連結財務諸表の表示及び注記事項が、我が国において一般に公正妥当と認められる中間連結財務諸表の作成基準に準拠しているかどうかとともに、関連する注記事項を含めた中間連結財務諸表の表示、構成及び内容、並びに中間連結財務諸表が基礎となる取引や会計事象に関して有用な情報を表示しているかどうかを評価する。
- ・中間連結財務諸表に対する意見を表明するために、会社及び連結子会社の財務情報に関する十分かつ適切な監査証拠を入手する。監査人は、中間連結財務諸表の中間監査に関する指示、監督及び実施に関して責任がある。監査人は、単独で中間監査意見に対して責任を負う。

監査人は、監査等委員会に対して、計画した中間監査の範囲とその実施時期、中間監査の実施過程で識別した内部統制の重要な不備を含む中間監査上の重要な発見事項、及び中間監査の基準で求められているその他の事項について報告を行う。

監査人は、監査等委員会に対して、独立性についての我が国における職業倫理に関する規定を遵守したこと、並びに監査人の独立性に影響を与えると合理的に考えられる事項、及び阻害要因を除去又は軽減するためにセーフガードを講じている場合はその内容について報告を行う。

#### 利害関係

会社及び連結子会社と当監査法人又は業務執行社員との間には、公認会計士法の規定により記載すべき利害関係はない。

以上

- 
- 1 上記は中間監査報告書の原本に記載された事項を電子化したものであり、その原本は当社(四半期報告書提出会社)が別途保管しております。
  - 2 XBRLデータは中間監査の対象には含まれていません。

独立監査人の中間監査報告書

2020年11月24日

株式会社三十三フィナンシャルグループ  
取締役会 御中

有限責任 あずさ監査法人  
名古屋事務所

指定有限責任社員  
業務執行社員 公認会計士 中 村 哲 也

指定有限責任社員  
業務執行社員 公認会計士 池 ヶ 谷 正

指定有限責任社員  
業務執行社員 公認会計士 内 田 宏 季

中間監査意見

当監査法人は、金融商品取引法第193条の2第1項の規定に基づく監査証明を行うため、「経理の状況」に掲げられている株式会社三十三フィナンシャルグループの2020年4月1日から2021年3月31日までの第3期事業年度の中間会計期間（2020年4月1日から2020年9月30日まで）に係る中間財務諸表、すなわち、中間貸借対照表、中間損益計算書、中間株主資本等変動計算書、重要な会計方針及びその他の注記について中間監査を行った。

当監査法人は、上記の中間財務諸表が、我が国において一般に公正妥当と認められる中間財務諸表の作成基準に準拠して、株式会社三十三フィナンシャルグループの2020年9月30日現在の財政状態及び同日をもって終了する中間会計期間（2020年4月1日から2020年9月30日まで）の経営成績に関する有用な情報を表示しているものと認める。

中間監査意見の根拠

当監査法人は、我が国において一般に公正妥当と認められる中間監査の基準に準拠して中間監査を行った。中間監査の基準における当監査法人の責任は、「中間財務諸表監査における監査人の責任」に記載されている。当監査法人は、我が国における職業倫理に関する規定に従って、会社から独立しており、また、監査人としてのその他の倫理上の責任を果たしている。当監査法人は、中間監査の意見表明の基礎となる十分かつ適切な監査証拠を入手したと判断している。

中間財務諸表に対する経営者及び監査等委員会の責任

経営者の責任は、我が国において一般に公正妥当と認められる中間財務諸表の作成基準に準拠して中間財務諸表を作成し有用な情報を表示することにある。これには、不正又は誤謬による重要な虚偽表示のない中間財務諸表を作成し有用な情報を表示するために経営者が必要と判断した内部統制を整備及び運用することが含まれる。

中間財務諸表を作成するに当たり、経営者は、継続企業的前提に基づき中間財務諸表を作成することが適切であるかどうかを評価し、我が国において一般に公正妥当と認められる中間財務諸表の作成基準に基づいて継続企業に関する事項を開示する必要がある場合には当該事項を開示する責任がある。

監査等委員会の責任は、財務報告プロセスの整備及び運用における取締役の職務の執行を監視することにある。

中間財務諸表監査における監査人の責任

監査人の責任は、監査人が実施した中間監査に基づいて、全体として中間財務諸表の有用な情報の表示に関して投資者の判断を損なうような重要な虚偽表示がないかどうかの合理的な保証を得て、中間監査報告書において独立の立場から中間財務諸表に対する意見を表明することにある。虚偽表示は、不正又は誤謬により発生する可能性があり、個別に又は

集計すると、中間財務諸表の利用者の意思決定に影響を与えると合理的に見込まれる場合に、重要性があると判断される。

監査人は、我が国において一般に公正妥当と認められる中間監査の基準に従って、中間監査の過程を通じて、職業的専門家としての判断を行い、職業的懐疑心を保持して以下を実施する。

- ・不正又は誤謬による中間財務諸表の重要な虚偽表示リスクを識別し、評価する。また、重要な虚偽表示リスクに対応する中間監査手続を立案し、実施する。中間監査手続の選択及び適用は監査人の判断による。さらに、中間監査の意見表明の基礎となる十分かつ適切な監査証拠を入手する。なお、中間監査手続は、年度監査と比べて監査手続の一部が省略され、監査人の判断により、不正又は誤謬による中間財務諸表の重要な虚偽表示リスクの評価に基づいて、分析的手続等を中心とした監査手続に必要なに応じて追加の監査手続が選択及び適用される。
- ・中間財務諸表監査の目的は、内部統制の有効性について意見表明するためのものではないが、監査人は、リスク評価の実施に際して、状況に応じた適切な中間監査手続を立案するために、中間財務諸表の作成と有用な情報の表示に関連する内部統制を検討する。
- ・経営者が採用した会計方針及びその適用方法並びに経営者によって行われた会計上の見積りの合理性及び関連する注記事項の妥当性を評価する。
- ・経営者が継続企業を前提として中間財務諸表を作成することが適切であるかどうか、また、入手した監査証拠に基づき、継続企業の前提に重要な疑義を生じさせるような事象又は状況に関して重要な不確実性が認められるかどうか結論付ける。継続企業の前提に関する重要な不確実性が認められる場合は、中間監査報告書において中間財務諸表の注記事項に注意を喚起すること、又は重要な不確実性に関する中間財務諸表の注記事項が適切でない場合は、中間財務諸表に対して除外事項付意見を表明することが求められている。監査人の結論は、中間監査報告書日までに入手した監査証拠に基づいているが、将来の事象や状況により、企業は継続企業として存続できなくなる可能性がある。
- ・中間財務諸表の表示及び注記事項が、我が国において一般に公正妥当と認められる中間財務諸表の作成基準に準拠しているかどうかとともに、関連する注記事項を含めた中間財務諸表の表示、構成及び内容、並びに中間財務諸表が基礎となる取引や会計事象に関して有用な情報を表示しているかどうかを評価する。

監査人は、監査等委員会に対して、計画した中間監査の範囲とその実施時期、中間監査の実施過程で識別した内部統制の重要な不備を含む中間監査上の重要な発見事項、及び中間監査の基準で求められているその他の事項について報告を行う。

監査人は、監査等委員会に対して、独立性についての我が国における職業倫理に関する規定を遵守したこと、並びに監査人の独立性に影響を与えると合理的に考えられる事項、及び阻害要因を除去又は軽減するためにセーフガードを講じている場合はその内容について報告を行う。

#### 利害関係

会社と当監査法人又は業務執行社員との間には、公認会計士法の規定により記載すべき利害関係はない。

以上

- 
- 1 上記は中間監査報告書の原本に記載された事項を電子化したものであり、その原本は当社(四半期報告書提出会社)が別途保管しております。
  - 2 XBRLデータは中間監査の対象には含まれていません。